

第 3 期

姫路市教育振興基本計画について

(答 申)

令和 6 年 10 月 28 日

姫路市教育振興基本計画審議会

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	趣旨	2
2	位置付け	3
3	計画期間	3
4	計画の対象	3
5	指標の設定	4
6	こどもアンケート	4
第2章	教育をめぐる現状と課題	
1	時代の潮流と教育	5
2	姫路の教育の成果と課題	8
第3章	姫路の教育の目指す姿	
1	基本理念	26
2	目指す人間像	27
第4章	今後5年間の具体的取組	
1	計画体系図	28
2	今後5年間の具体的取組	30
第5章	計画の推進	57
〈資料編〉		
1	第2期「姫路市教育振興基本計画」の検証結果	61
2	こどもアンケート調査結果	77
3	策定関連資料	83

第1章 計画の策定にあたって

1 趣旨

教育基本法により、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年に教育振興基本計画¹、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画、令和5年に第4期教育振興基本計画を策定しています。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています²。

本市においては、平成27年3月に姫路市教育振興基本計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）、令和2年3月に第2期姫路市教育振興基本計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」を基本理念として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできました。

現行計画の期間満了の時期に当たり、これまでの取組について検証するとともに、その検証結果を踏まえつつ、社会の変化を見据え、国や兵庫県の計画を参酌しながら、次の5年間における本市教育の方向性を示すものとして、第3期姫路市教育振興基本計画を策定します。

¹教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。

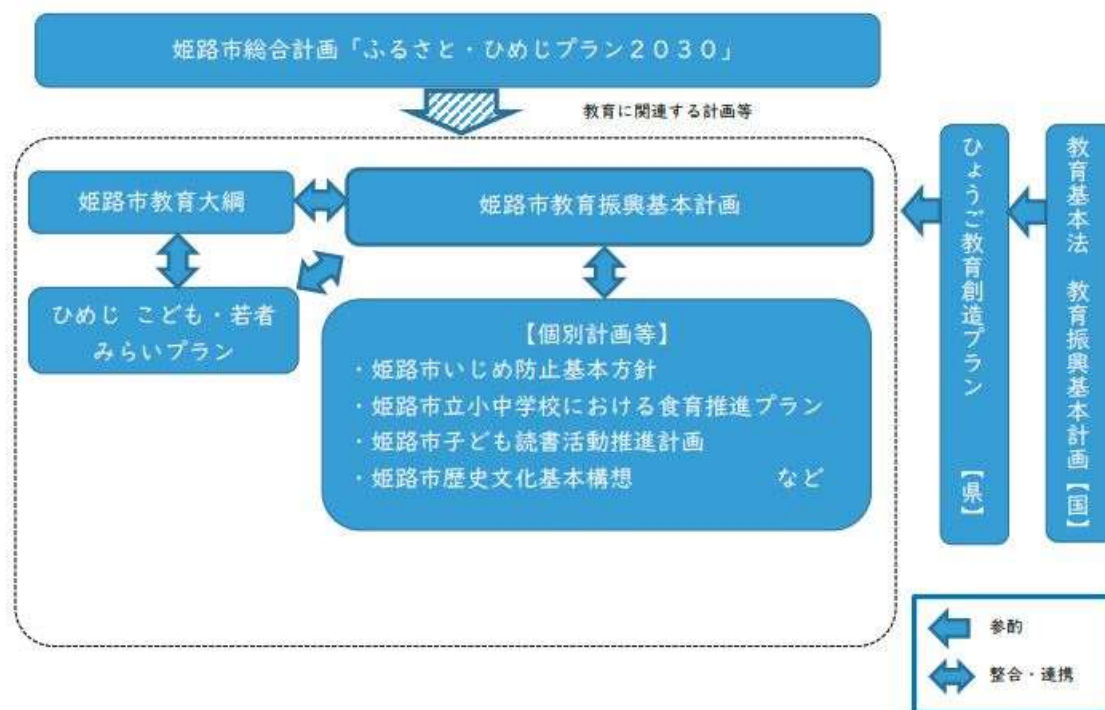
²教育基本法に地方公共団体の教育振興基本計画に関して次のように規定されている。

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 位置付け

この計画は、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法に定められた「教育振興基本計画」に位置付けるとともに、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」³の教育分野に関する個別計画と位置付けます。また「姫路市教育大綱」⁴、「ひめじ こども・若者みらいプラン」⁵との整合・連携を図ります。



3 計画期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）までの5年間

4 計画の対象

教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業

³市が直面する課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、今後10年間（令和3年度～令和12年度）で目指す姫路（まち）の姿と、実現に向けたまちづくりの目標や方向性を示したもの。福祉や教育、産業、防災、生活の基盤となる道路や施設づくり等、姫路市のあらゆる分野のまちづくりに関わる最上位計画。

⁴「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長と教育委員会で構成する「姫路市総合教育会議」において協議の上、市長が本市の取り組むべき教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。

⁵こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」。こども・若者の権利の尊重や若者に関する施策の充実やSDGsの多様性・包摂性といった新たな要素を追加し、こども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的、かつ切れ目なく推進していくための計画。令和7年3月策定。

5 指標の設定

施策の推進に当たっては、企画・立案段階から目標の達成状況に関する指標を設定すること等を通じて、当該施策の効果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを確立することが不可欠です。そこで、本計画においても、第2期計画に引き続き、施策ごとに指標を設定します。

教育は、他の分野と比較すると、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多くあります。特に学校教育は子どもそれぞれに興味・関心や学習理解度が異なり、一人ひとりの教育ニーズを踏まえて行われるため、成果は、個々に異なり、多様なものとなります。また、成果は家庭環境等、他の要因が影響する場合が多いため、取組と成果との因果関係の証明も難しくなります。

これらのことを踏まえ、指標の設定については、定量的に表せるものを優先しつつ、可能な限り当該施策に係る代表的なものを挙げるように努めました。しかしながら、設定した指標は、施策の目的の達成状況を測る目安の一つであるため、施策の評価に当たっては、指標のみに拠ることなく、多角的に施策全体について行うよう努めます。

6 こどもアンケート

令和5年4月に、こども基本法が施行され、子どもに関する基本的施策について、子ども、子育て当事者等の意見を反映させることが求められています⁶。

本計画の策定に当たり、学校教育の主役である児童生徒及び保護者にこどもアンケートを実施しました。具体的には、市立の小・中・高等・特別支援・義務教育学校の小学4年生から高校3年生までの児童生徒と市立の幼稚園から高等学校までの学校園に在籍する子どもの保護者を対象に、これからの学校に望むこと、期待することについてアンケートを行いました。

アンケート結果については、今後進める施策、事業等の参考とします。

※26頁～27頁にアンケート概要を掲載、資料編79頁～84頁にアンケート調査結果を掲載しています。

⁶こども基本法（抜粋）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 教育をめぐる現状と課題

Ⅰ 時代の潮流と教育

(1) 国と県の動向

国は、教育基本法の理念を継承しつつ、新たな時代の要請に応えるべく「不易流行」の考え方に基づき、第3期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の理念を発展的に引き継ぎながら、2040年以降を見据えた第4期教育振興基本計画を令和5年6月に策定しました。基本方針として「持続可能な社会⁷の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング⁸の向上」を掲げ、その実現に向けた教育政策を進めていくこととしています。

一方、兵庫県では、ひょうごビジョン2050と第3期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）の成果・課題を踏まえ、令和6年3月に第4期ひょうご教育創造プランを策定しました。「兵庫が育む ところ豊かで自立する人づくり」を基本理念に、『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力の育成を重点テーマとしています。

(2) 教育を取り巻く社会情勢等

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年から、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内においても感染の拡大を受けて、学校が臨時休業になるなど、授業や体験活動、行事、部活動等が制限され、教育活動に大きな影響が生じました。

具体的には、各学校において授業等を十分に行うことができず、学習機会の確保や学力の保障、子どもたちの心のケアについて課題が生じました。

一方、感染拡大当初は、教育のデジタル化への対応の遅れが課題となっていました。休業期間中の家庭における学習支援やオンライン授業等、1人1台の学習者用端末整備を促進する契機ともなりました⁹。この期間に蓄積した様々な学習活動の工夫を将来の教育活動につなげていくことが求められます。

イ グローバル化の進展

情報化の進展や交通網の発達等に伴い、国境を越えた人、モノ、情報の流れが活発になり、世界の国々の相互に及ぼす影響の度合いが大きくなっています。また経済圏の広がりとともに、グローバル競争が進んでいるほか、気候変動などの課題が表面化し、国や地域を越えて対応していくことが求められています。

⁷現在および将来の世代のニーズを満たしつつ、環境への負荷をできる限り低減し、社会・経済・環境の統合的発展を目指す社会のこと。

⁸身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

⁹本市においては、学習者用端末整備数は44,782台（令和6年3月現在）となっている。

ウ 予測困難な時代への対応

国際情勢の不安定化や自然災害の増加、人口減少、環境問題の顕在化等、現代は将来の予測が困難な時代と言われています。そのような時代において、様々な危機に対応する柔軟さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかが課題となっています。

エ 人口減少社会の進行への対応

全国的に少子高齢化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所は、およそ50年後には、日本の総人口は現在の7割に減少すると予測しています¹⁰。現在の生産年齢人口（15～64歳の人口）は、2050年には現在の2/3に減少すると推計されており、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指し、質の高い教育を通じて、一人ひとりの可能性を最大限に引き出せるよう、少子化に対応した教育環境を創り出すことが大切です。

オ 「令和の日本型学校教育¹¹」の構築

新しい時代の初等中等教育の在り方について、令和3年1月に、中央教育審議会から、「令和の日本型学校教育」の構築を目指す答申がありました。

答申では、これまでの学校教育の良さを発展させながら、一人ひとりの興味・関心、発達の状況等に応じて個性を伸ばし資質・能力を高め、指導の個別化と学習の個性化を重視する「個別最適な学び」や、他者との協働を通して、お互いに高め合う関係性を大切にする「協働的な学び」を重視すること、また、「GIGAスクール構想の推進¹²」としてICTを効果的に活用し、子ども一人ひとりが自立した学習者として学び続けられる環境を整備すること、さらに、教職員の資質向上と多様な専門性を有する教職員の確保を通じて、時代の変化に対応できる学校づくりを目指すことの必要性が謳われています。

カ 子どもをめぐる教育環境の多様化

社会の多様化が進む中、学校においても、子どもたちを取り巻く環境の変化や、子どもたち自身の多様化が進んでいます。

本市においては、特別な支援を必要とする子ども、日本語指導を必要とする子ども、不登校のために支援を必要とする子ども等、多様な背景をもった子どもたちがおり、一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、多様な学びの場や学習機会の確保、教育相談体制の充実が求められます。

¹⁰令和5年4月に公表されたもの。総人口は50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口はおよそ4割を占めるとなっている。平成29年の推計時よりも出生率は低下するものの、平均寿命が延伸し、外国人の入国超過増により人口減少の進行はわずかに緩和するとしている。

¹¹2020年代を通じて実現を目指すべき新しい学校教育のあり方を指す言葉。知・徳・体を一体的に育んできたこれまでの学校教育の長所を生かしつつ、GIGAスクール構想、働き方改革等、新たな学びのあり方を示したもの。

¹²文部科学省が令和元年から推進している、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想のこと。ICT環境を充実させ、教育の情報化を一層推進するための構想。

キ こども基本法の制定

成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、子どもに関する施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 5 年 4 月に、こども基本法が施行されました。

本市においても、法の理念に基づき、「学び」と「育ち」の両面で、子どもの健全育成に向けた取組が求められます。

ク 働き方改革のさらなる推進

働き方改革関連法¹³の成立以降、国においても、学校現場の労働環境を改善するため、勤務時間管理の徹底や学校及び教員が担う業務の明確化・適正化、学校現場に専門スタッフや外部人材の配置を拡充する等、学校における働き方改革の推進に取り組んでいます。

本市においても、引き続き、これらの取組や I C T の活用等を進め、教員が子どもたちに対して必要な教育活動を効果的に行うことができるよう、環境整備を進め、教育の質の向上に取り組む必要があります。

ケ 社会教育施設の役割及び文化財の保存と活用

人生 100 年時代¹⁴の到来、超スマート社会（Society5.0）¹⁵に代表されるような社会の大きな変化の中で、個人の人生の充実とともに、社会の持続的な発展のために、生涯学習社会の実現が一層求められています。

社会教育施設は、学習活動の拠点、地域住民の学びたいに応える情報拠点として、学校園との一層の連携や、地域住民の学びへの支援等、様々な役割が期待されています。

文化財については、本市は、姫路城をはじめ、地域に伝わる多種多様な文化財を有しており、これらを保存・継承するとともに、観光・地域振興・まちづくり分野等を担う他の部局とも連携しながら、地域の特徴を生かした活用や地域振興を図ることが期待されています。

¹³平成 30 年 6 月に国会で成立した一連の法改正のこと。労働基準法の改正、雇用対策法の改正、パートタイム・有期雇用対策法の改正等、長時間労働の是正、働き方の見直し、多様で柔軟な働き方の実現等が目的となっている。

¹⁴ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットが提唱。先進国において 2007 年（平成 19 年）生まれの 2 人に 1 人が 100 歳を超えて生きる「人生 100 年時代」の到来を予測し、新しい人生設計の必要性を説いたもの。

¹⁵サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

2 姫路の教育の成果と課題

(1) 姫路市の現状

① 姫路市の人口

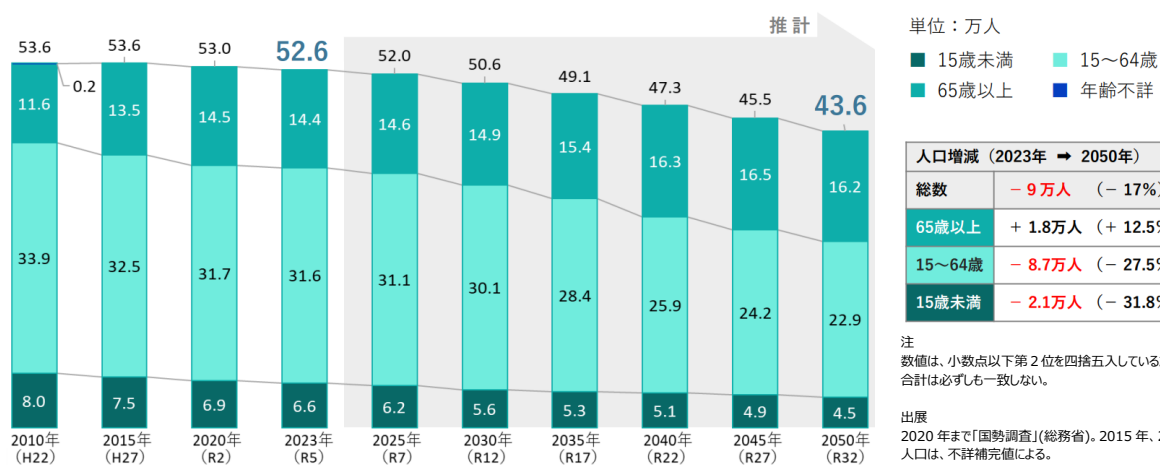
ア 姫路市の人口の推移

◆「姫路市版『地域の未来予測』(令和6年2月)における将来推計人口」

	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年
姫路市	536,270	535,664	530,495	519,967	506,147	490,585	473,452	455,255	436,360
伸び率	0.0%	△0.1%	△1.0%	△2.0%	△2.7%	△3.1%	△3.5%	△3.8%	△4.2%

※令和2年(2020年)まで国勢調査による実績値

※令和7年(2025年)以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」より作成



姫路市版「地域の未来予測」(令和6年2月)

◆「姫路市統計情報による人口推移(令和6年10月現在)」

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	535,664	534,452	532,994	531,298	530,363	530,495	527,409	525,044	522,328	519,390
伸び率	0.2%	△0.2%	△0.3%	△0.3%	△0.2%	0.0%	△0.6%	△0.4%	△0.5%	△0.6%

※平成27年、令和2年は、総務省「国勢調査」による数値

※国勢調査以外の年は、各年10月1日現在の推計人口

- 「姫路市版『地域の未来予測』(令和6年2月)」によると、今後、本市の総人口は減少が続き、0～14歳人口と15～64歳人口は、それぞれ総数、割合ともに減少する。
- 65歳以上人口は、総数、割合ともに増加する。
- 姫路市の人口は、令和17年には50万人を切ると予測されている。

② 市立学校園の園児・児童・生徒数の推移（各年度 5月1日現在の数）

ア 市立幼稚園

（姫路市「姫路市統計情報」、姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
園数	36	35	35	34	33	31
（うち休園）			(1)	(1)	(1)	(1)
学級数合計	87	86	78	75	75	69
5歳児クラス	44	50	44	41	33	30
4歳児クラス	41	28	26	26	32	29
3歳児クラス	2	8	8	8	10	10
園児数合計	1,730	1,639	1,310	1,185	1,099	950
5歳児在園者数	865	1,017	814	695	515	424
4歳児在園者数	825	464	351	342	402	354
3歳児在園者数	40	158	145	148	182	172

イ 市立小学校・中学校・義務教育学校

【小学校（義務教育学校前期課程3校を含む）】

（姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校数	69	69	69	69	69	69
学級数合計	1,170	1,160	1,143	1,133	1,136	1,140
普通学級数	1,004	989	971	953	944	933
特別支援学級数	166	171	172	180	192	207
児童数	29,508	29,175	28,720	28,313	27,806	27,144
（うち特別支援学級在籍児童数）	(600)	(654)	(693)	(782)	(882)	(1013)
知的障害	255	263	292	315	345	389
肢体不自由	18	19	19	19	16	17
病弱	6	8	6	5	5	3
弱視	1	3	4	1	1	1
難聴	6	5	7	5	7	6
言語障害	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	314	356	365	437	508	597

【中学校（夜間中学1校、義務教育学校後期課程3校を含む）】

（姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校数	35	35	35	35	36	36
学級数合計	467	457	460	456	461	466
普通学級数	400	397	396	385	381	381
特別支援学級数	67	60	64	71	80	85
生徒数	14,066	13,981	13,966	13,814	13,648	13,551
（うち特別支援学級在籍生徒数）	(190)	(192)	(222)	(277)	(317)	(355)
知的障害	95	85	78	101	123	141
肢体不自由	3	1	1	4	6	6
病弱	0	1	4	6	6	4
弱視	1	0	0	1	1	1
難聴	2	1	2	3	3	2
言語障害	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	89	104	137	162	178	201

学校数：夜間中学「あかつき中学校」を令和5年度（R5.4.1）に開校

ウ 市立高等学校（姫路高校・琴丘高校・飾磨高校）

（姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校数	3	3	3	3	3	3
学級数	57	57	56	55	54	54
生徒数	2,263	2,267	2,208	2,162	2,124	2,139

学級数：琴丘高校は令和3年度から1学年7→6学級へ

エ 市立特別支援学校（書写養護学校）

（姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校数	1	1	1	1	1	1
学級数合計	32	38	40	37	37	34
小学部	12	16	16	14	12	11
中学部	9	11	13	12	14	10
高等部	11	11	11	11	11	13
児童生徒数合計	83	93	97	82	84	78
小学部	34	44	37	33	28	26
中学部	25	27	36	27	33	24
高等部	24	22	24	22	23	28

- すべての校種において、園児・児童・生徒数は年々減少傾向である。
- 小・中学校において、普通学級数は減少傾向で、特別支援学級数は増加傾向である。また、特別支援学級在籍者について、知的障害、自閉症・情緒障害の児童生徒数が大きく増加している。

③ 教科に関する調査（全国学力・学習状況調査）

ア 全国や兵庫県と比較した姫路市の教科に関する調査結果の推移

（文部科学省「令和５年度全国学力・学習状況調査」）

◆ 小学校6年生の調査結果

区分	比較対象	令和1年度 小学校6年生	令和2年度 小学校6年生	令和3年度 小学校6年生	令和4年度 小学校6年生	令和5年度 小学校6年生
国語	県	-3	-	-3	-1	-3
	国	-5	-	-4	-2	-3
算数	県	-2	-	-2	-2	-2
	国	-2	-	-1	-1	-2
理科	県	-	-	-	±0	-
	国	-	-	-	±0	-

◆ 中学校3年生の調査結果

区分	比較対象	令和1年度 中学校3年生	令和2年度 中学校3年生	令和3年度 中学校3年生	令和4年度 中学校3年生	令和5年度 中学校3年生
国語	県	-2	-	-1	±0	-1
	国	-2	-	-2	±0	-2
数学	県	-1	-	-1	±0	-1
	国	1	-	±0	2	±0
英語	県	-1	-	-	-	-1
	国	1	-	-	-	±0
理科	県	-	-	-	±0	-
	国	-	-	-	±0	-

※ 姫路市の平均正答率を県、国と比較したもの

※ 令和２年度は、新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育への影響等を考慮し、未実施

※ 小学校６年生には義務教育学校６年生を含む。中学校３年生には義務教育学校９年生を含む。

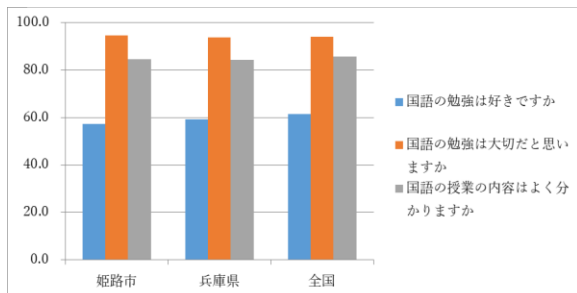
- 教科に関する調査のそれぞれの項目について、全国や兵庫県と姫路市の状況を比較すると、小学校では、国語、算数ともに国、県の平均正答率をやや下回っている。
- 教科に関する調査のそれぞれの項目について、全国や兵庫県と姫路市の状況を比較すると、中学校では、国語において国、県をやや下回り、数学においては県をやや下回っているが、国との比較では同等の結果がみられる。
- 英語、理科も含め、どの調査においても、国、県と比べ±５ポイントの範囲にあり、大きな差は見られない。

④ 意識に関する調査 (全国学力・学習状況調査)

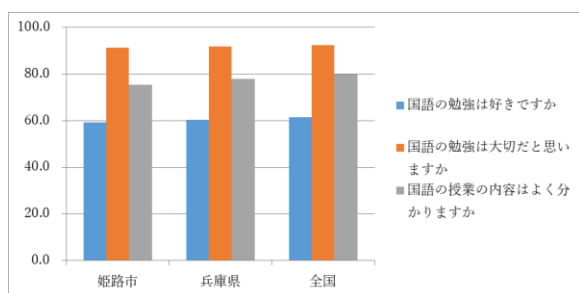
ア 全国や兵庫県と比較した姫路市の教科に関する児童生徒の意識

(文部科学省「令和4・5年度全国学力・学習状況調査」)

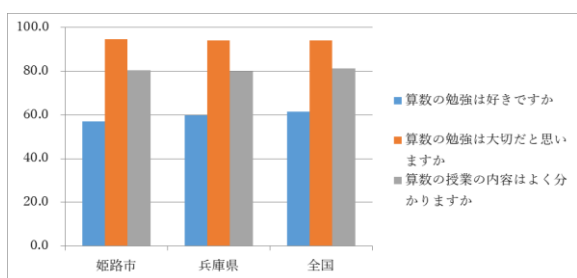
◆ 国語に関する児童の意識(小学生、令和5年度)



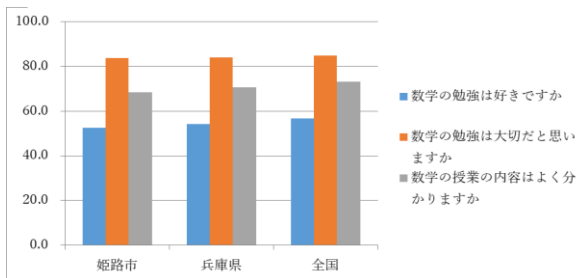
◆ 国語に関する生徒の意識(中学生、令和5年度)



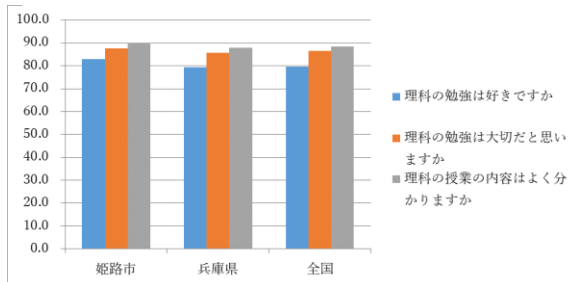
◆ 算数に関する児童の意識(小学生、令和5年度)



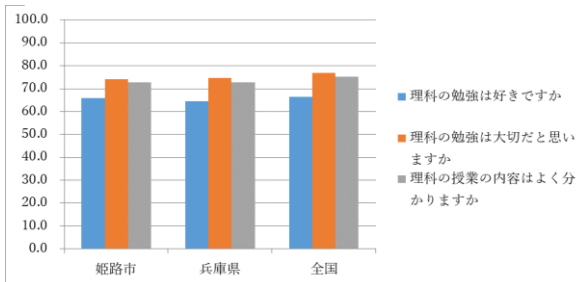
◆ 数学に関する生徒の意識(中学生、令和5年度)



◆ 理科に関する児童の意識(小学生、令和4年度)



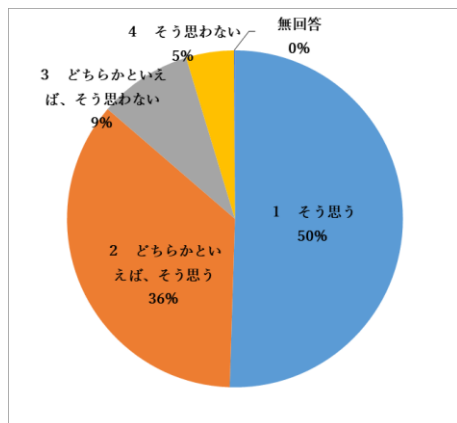
◆ 理科に関する生徒の意識(中学生、令和4年度)



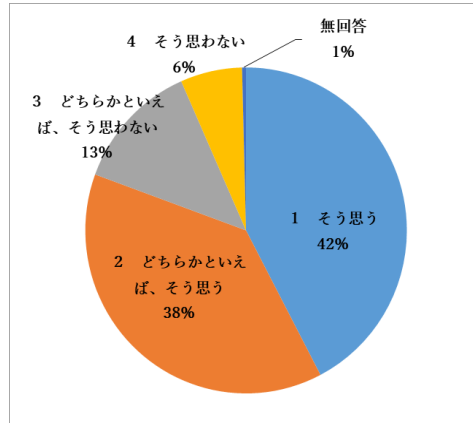
イ 姫路市における児童生徒の意識調査の結果

(文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」)

◆ 「学校に行くのは楽しいと思いますか」(小学生)



◆ 「学校に行くのは楽しいと思いますか」(中学生)

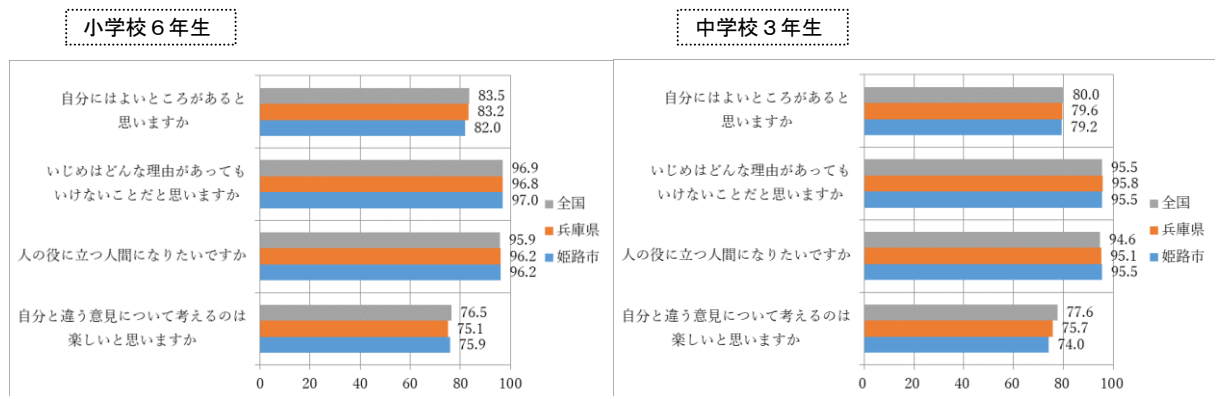


- 国語、算数・数学、理科に関する児童生徒の意識について、全国の傾向と同じ傾向がみられる。児童生徒の意識の中では「教科の勉強は好きですか」という割合は、「国語、算数・数学、理科といった教科の勉強は大切だと思いますか」に対して低い傾向である。
- 「学校に行くのは楽しいと思いますか」の項目について、80%以上の小学校、中学校の児童生徒が肯定的な回答をしている。

⑤ 道徳性に関する調査（全国学力・学習状況調査）

ア 姫路市と全国との道徳性に関する意識の比較

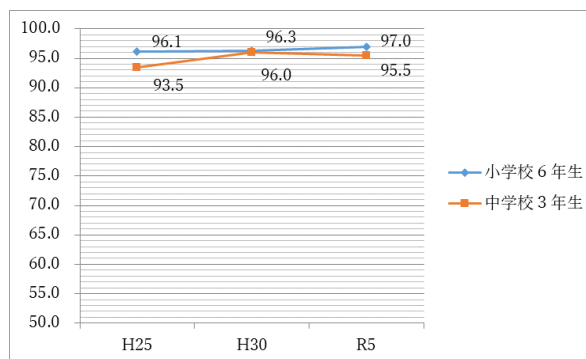
（文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」）



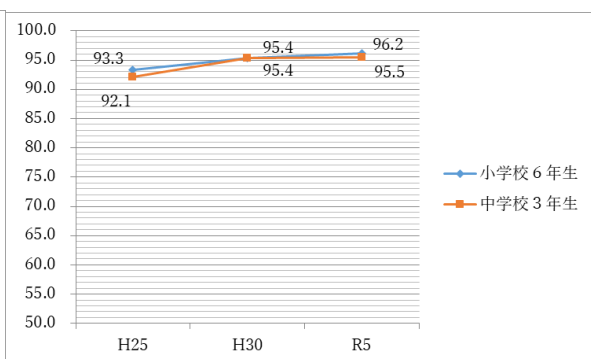
イ 姫路市における児童生徒の意識の変化

（文部科学省「平成25年度・平成30年度・令和5年度 全国学力・学習状況調査」）

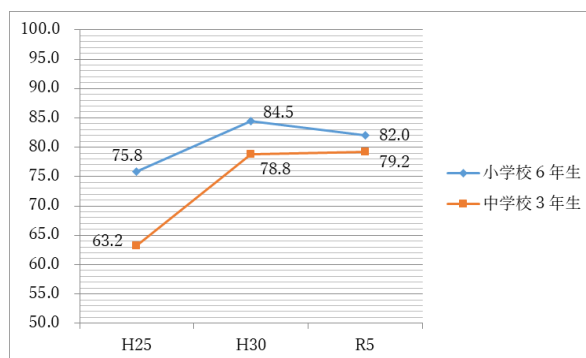
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか



人の役に立つ人間になりたいと思いますか

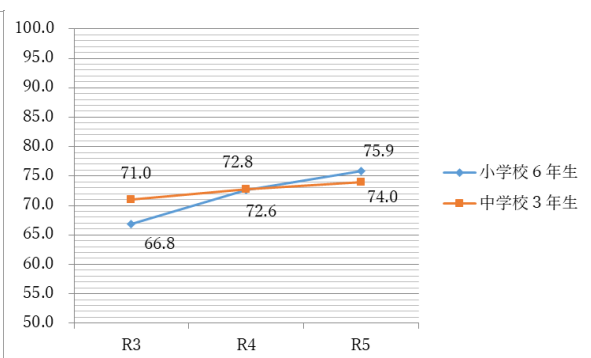


自分にはよいところがあると思いますか



自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか

※本項目は令和3年度からの新規項目であるため、
文部科学省「令和3～5年度 全国学力・学習状況調査」に基づいて作成



※ 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙より項目を抜粋

※ 小学校6年生には義務教育学校6年生を含む。中学校3年生には義務教育学校9年生を含む。

- 令和5年度の道徳性に関する意識については、姫路市と全国を比較すると、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、ほぼ同じ傾向である。しかしながら「自分にはよいところがあると思いますか」といった自尊感情に関する項目と「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」といった多様性に関する項目は、肯定的な回答をした児童生徒の割合が、他の項目と比べ、低い傾向である。

⑥ 問題行動・いじめ・不登校の件数

ア 姫路市と全国及び兵庫県との比較

(文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、姫路市「令和6年度学校園教育指針」)
(令和4年度件数)

いじめ認知件数	姫路市	1,000人あたり	兵庫県	1,000人あたり	全国	1,000人あたり
小学校	1,101	38.9 (前年比+7.7)	22,924	83.8 (前年比+8.5)	545,958	89.8 (前年比+9.1)
中学校	638	46.2 (前年比+8.9)	5,607	42.8 (前年比+4.4)	108,335	36.5 (前年比+4.6)

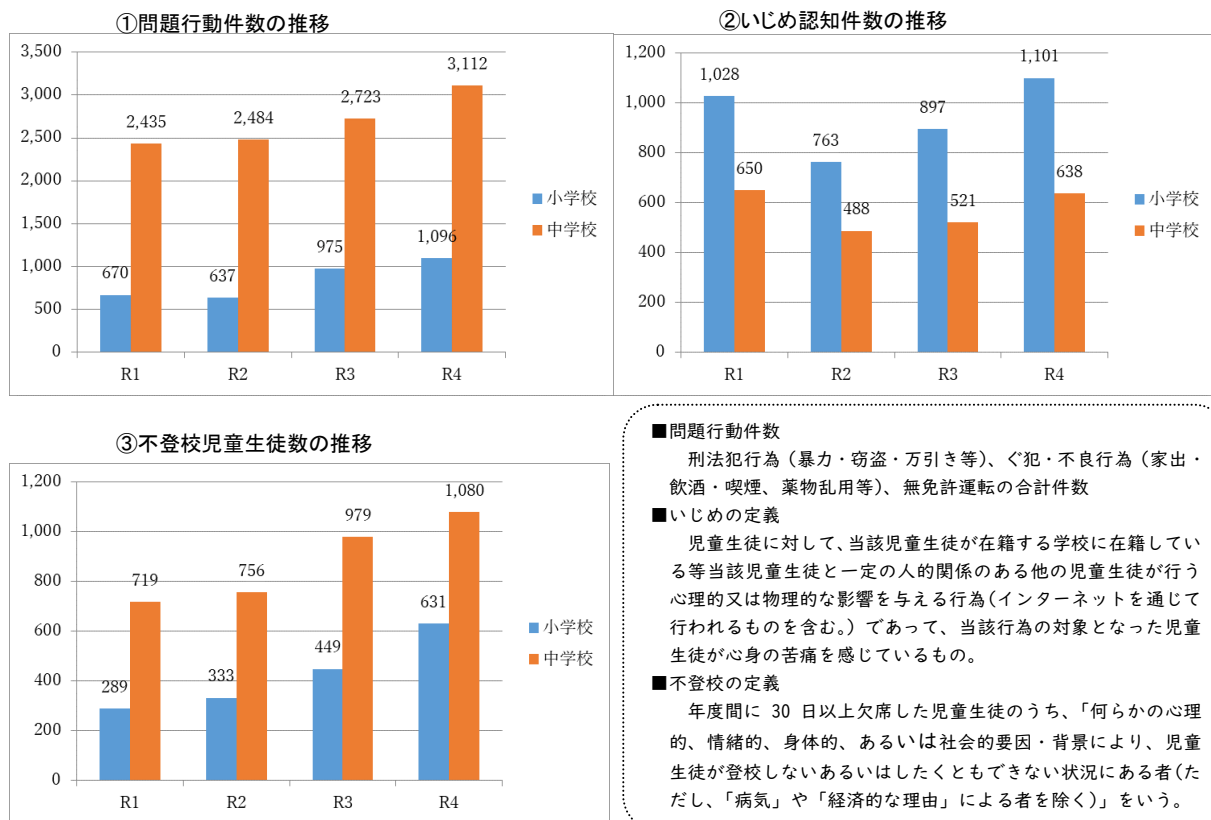
不登校児童生徒数	姫路市	全児童生徒数に占める割合(%)	兵庫県	全児童生徒数に占める割合(%)	全国	全児童生徒数に占める割合(%)
小学校	631	2.23 (前年比+0.67)	4,938	1.80 (前年比+0.48)	104,265	1.72 (前年比+0.40)
中学校	1,080	7.82 (前年比+0.81)	9,239	7.06 (前年比+1.24)	185,810	6.27 (前年比+1.01)

※いじめ認知件数は、公立学校の数値(国立、私立を除く)

※不登校児童生徒数は、姫路市は公立学校の数値、兵庫県と全国は国・公・私立の数値

※小学校には義務教育学校前期課程を含む。中学校には義務教育学校後期課程を含む。

イ 姫路市における問題行動件数・いじめ認知件数・不登校児童生徒数の推移



※小学校には義務教育学校前期課程を含む。中学校には義務教育学校後期課程を含む。

- いじめ認知件数について、令和4年度調査における姫路市の件数は1,000人当たりで比較すると、小学校では全国及び兵庫県を下回り、中学校では全国及び兵庫県を上回る。
- 不登校児童生徒数について、令和4年度調査における姫路市の件数は全児童生徒数に占める割合で比較すると、全国及び兵庫県を上回る。

⑦ 新体力テストの結果

ア 姫路市と全国及び兵庫県との新体力テスト平均値の比較

(文部科学省「令和5年度全国児童生徒体力・運動能力調査」)

小5男子(R5)	握力(kg)	上体起こし(回)	長座体前屈(cm)	反復横とび(点)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅跳び(cm)	ソフトボール投げ(m)
姫路市	15.26	18.00	30.93	39.55	41.58	9.47	151.96	19.66
兵庫県(比較)	15.63 ▼	18.64 ▼	32.54 ▼	39.55 ○	45.71 ▼	9.71 ○	151.61○	20.75 ▼
全国(比較)	16.13 ▼	19.00 ▼	33.99 ▼	40.61 ▼	46.91▼	9.48 ○	151.16○	20.51 ▼

小5女子(R5)	握力(kg)	上体起こし(回)	長座体前屈(cm)	反復横とび(点)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅跳び(cm)	ソフトボール投げ(m)
姫路市	14.90	16.76	34.82	37.82	32.02	9.79	143.18	12.02
兵庫県(比較)	15.45 ▼	17.45 ▼	36.86 ▼	37.27 ○	34.50 ▼	9.73 ▼	143.72▼	12.77 ▼
全国(比較)	16.02 ▼	18.05 ▼	38.47 ▼	48.74 ▼	36.81 ▼	9.71 ▼	144.34▼	13.22 ▼

中2男子(R5)	握力(kg)	上体起こし(回)	長座体前屈(cm)	反復横とび(点)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅跳び(cm)	ハンドボール投げ(m)
姫路市	29.02	24.54	39.61	50.52	76.80	8.05	185.39	21.00
兵庫県(比較)	28.28 ○	25.18 ▼	41.48 ▼	50.79 ▼	78.22 ▼	8.02 ▼	194.22▼	19.75 ▼
全国(比較)	28.98 ○	25.71 ▼	44.04 ▼	51.19 ▼	77.76 ▼	8.01 ▼	196.97▼	20.32 ▼

中2女子(R5)	握力(kg)	上体起こし(回)	長座体前屈(cm)	反復横とび(点)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅跳び(cm)	ハンドボール投げ(m)
姫路市	22.91	20.49	41.43	45.21	52.00	8.90	165.97	11.76
兵庫県(比較)	22.85 ○	21.01 ▼	44.17 ▼	45.43 ▼	51.01 ○	8.94 ○	165.24○	12.07 ▼
全国(比較)	23.12 ▼	21.53 ▼	46.26 ▼	45.65▼	50.46 ○	8.95 ○	166.21▼	12.36 ▼

※平均値と同じ又は上回っている場合は○、平均値を下回っている場合は▼で表示

イ 姫路市における新体力テスト平均値の変化

(姫路市教育委員会「姫路市学校保健関係年報」)

握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横跳び(点)			
	H30	R5	傾向		H30	R5	傾向		H30	R5	傾向		H30	R5	傾向
小5男子	15.88	15.26	↘	小5男子	19.36	18.00	↘	小5男子	30.78	30.93	↗	小5男子	40.37	39.55	↘
小5女子	15.52	14.90	↘	小5女子	18.50	16.76	↘	小5女子	34.54	34.82	↗	小5女子	38.51	37.82	↘
中2男子	28.46	29.02	↗	中2男子	25.90	24.54	↘	中2男子	39.30	39.61	↗	中2男子	52.08	50.52	↘
中2女子	23.40	22.91	↘	中2女子	21.93	20.49	↘	中2女子	42.65	41.43	↘	中2女子	47.25	45.21	↘

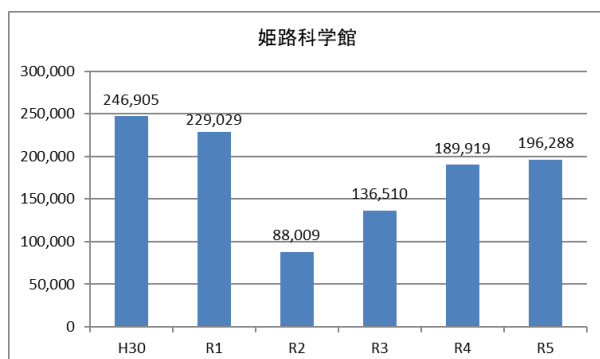
20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅跳び(cm)				ソフトボール投げ(ハンドボール投げ)(m)			
	H30	R5	傾向		H30	R5	傾向		H30	R5	傾向		H30	R5	傾向
小5男子	52.84	41.58	↘	小5男子	9.29	9.47	↘	小5男子	152.86	151.96	↘	小5男子	22.65	19.66	↘
小5女子	42.84	32.02	↘	小5女子	9.56	9.79	↘	小5女子	145.76	143.18	↘	小5女子	12.83	12.02	↘
中2男子	84.42	76.80	↘	中2男子	8.04	8.05	↘	中2男子	195.16	185.39	↘	中2男子	19.72	21.00	↗
中2女子	59.13	52.00	↘	中2女子	8.92	8.90	↗	中2女子	167.07	165.97	↘	中2女子	11.39	11.76	↗

- 新体力テストに関するそれぞれの項目について、令和5年度調査における姫路市と全国及び兵庫県を比較すると、小学生、中学生ともに、すべての項目で全国及び県平均と同程度か下回る傾向である。
- 新体力テストに関するそれぞれの項目について、姫路市における平成30年度調査と令和5年度調査を比較すると、小学生、中学生とも多くの項目で数値が下がる傾向である。

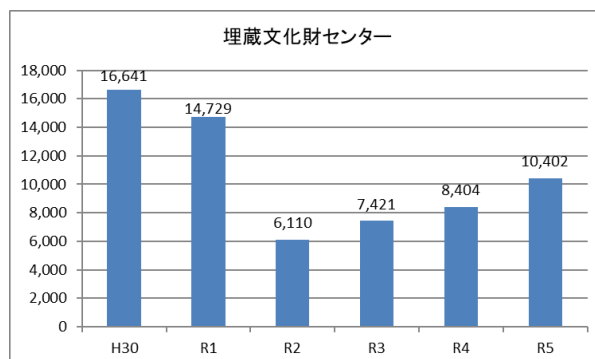
⑧ 社会教育関連施設の利用状況

ア 姫路市の社会教育関連施設の利用者数

(姫路市「姫路市統計情報」、姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



※休館 R2.3.5～R2.5.31, R3.4.25～R3.5.11

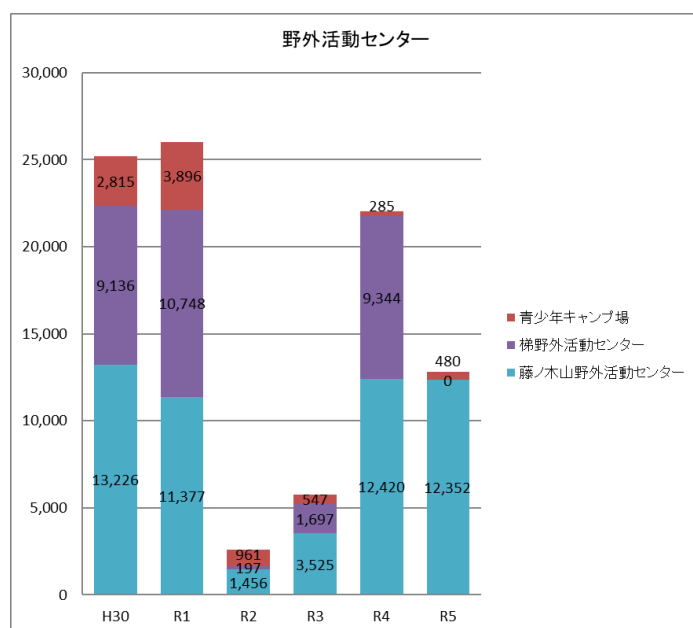


※休館 R2.3.5～R2.5.31, R3.4.25～R3.5.11

イ 姫路市の野外活動センター、青少年センターの利用者数

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

※教育委員会所管のみ



※休場

【R2年度】R2.4.9～R2.5.31

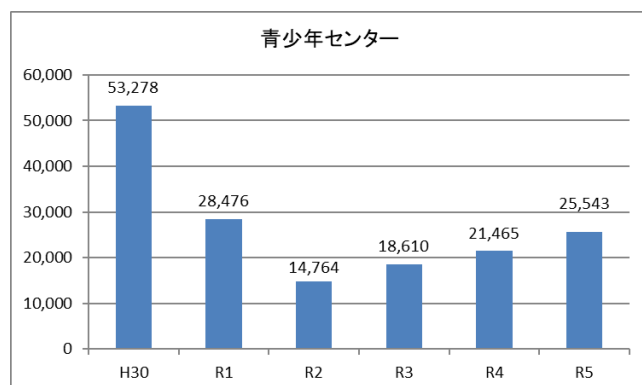
【R3年度】R3.4.25～R3.5.11

ただし、青少年キャンプ場のうち、そうめん滝キャンプ場は上記期間に加えて R4.5～ナラ枯れ及び施設の老朽化により休場
太尾キャンプ場は、R2年度・R3年度の全期間休場

※廃止

青少年キャンプ場のうち、そうめん滝キャンプ場は R6.3 廃止

梯野外活動センターは R5.3 廃止



※休館

R2.3.2～R2.6.24, R3.4.25～R3.5.11

※利用者集計方法の変更 (R1年度から)

H30年度までは、巡回時の延べ使用人数、
R1年度からは受付人数

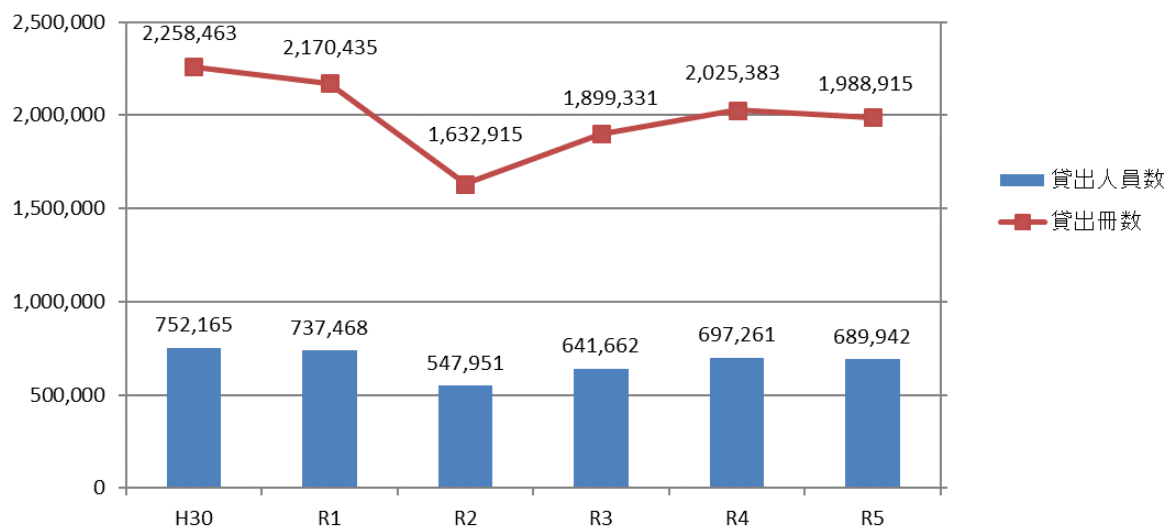
○ 各施設とも、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のための休館及びコロナ禍の影響による利用者の減少があったが、徐々に回復傾向にある。

⑨ 図書館の利用状況

ア 姫路市立図書館における貸出人員数と貸出冊数

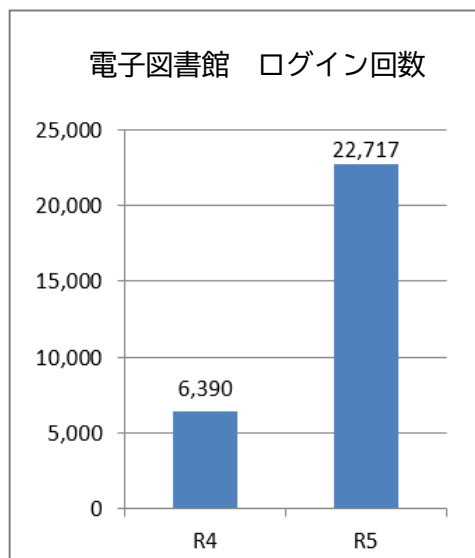
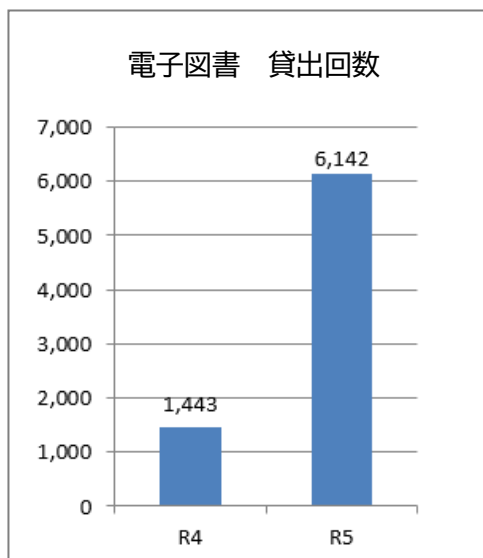
(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

[城内図書館、14 分館、移動図書館等]



※コロナウイルス感染症感染拡大予防のため全館休館：R2.3.13～R2.5.31, R3.4.25～R3.5.11
(うち、R2.3.13～R2.4.15, R2.5.26～R2.5.31 及び R3.4.25～R3.5.11 は、予約本の貸出のみ実施)

- 図書館の貸出人員・貸出冊数については、コロナ禍の影響により令和2年度は大幅に減少したが、徐々に回復してきている。

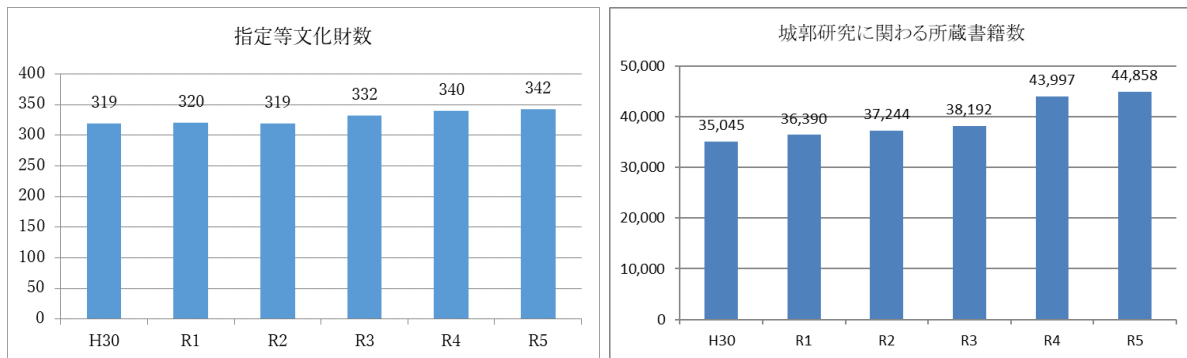


- 令和5年3月1日に電子図書館の運用及び電子書籍の貸し出しサービスを開始した。

⑩ 文化財・蔵書数等

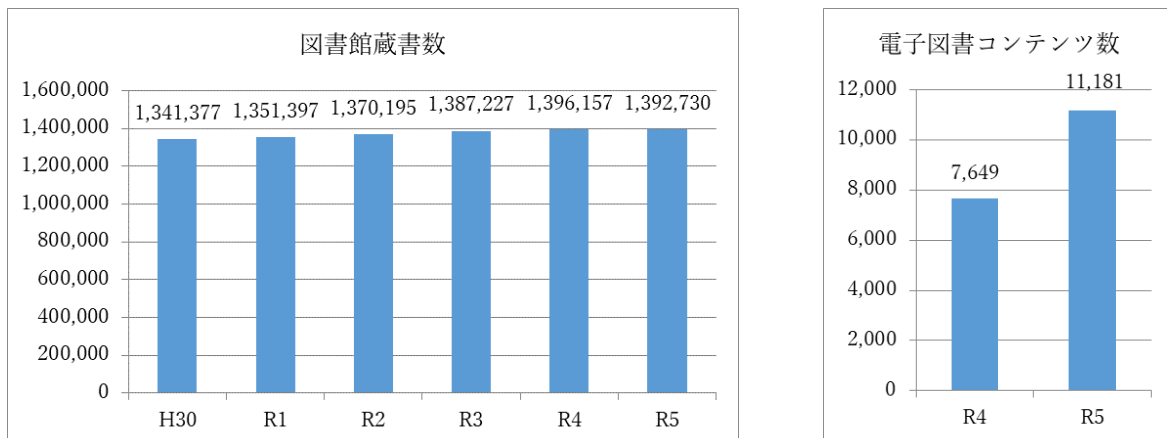
ア 姫路市における指定等文化財数及び城郭研究に関わる所蔵書籍数の推移

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



イ 姫路市立図書館における蔵書及び電子図書コンテンツ数の推移

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



- 指定等文化財については、積極的に保護し、令和5年現在では342件（世界遺産を除く）を指定している。
- 城郭研究に関わる所蔵書籍数については、毎年収集を進め、令和5年現在44,858点を所蔵している。
- 図書館蔵書数、電子図書コンテンツ数については、購入、整理等を実施しながら、計画的に増加している。

(2) 第2期姫路市教育振興基本計画の検証（主な取組と課題）

第2期姫路市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）の基本理念「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり～自立し、認め合い、つながる教育を目指して～」に基づき、令和2年度以降、95の事業に取り組みました。そのうち、主な取組と課題は以下のとおりです。

※詳しい取組と課題については、資料編63頁～77頁に掲載しています。

政策Ⅰ 魅力ある姫路の教育の推進

【確かな学力の育成】

- ・「全国学力・学習状況調査」の結果は、概ね全国平均程度であった。
- ・基礎学力向上の取組や、ICTを活用した授業の充実、探究的な学習の推進等により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図った。

《課題》

- ・基礎学力の向上や探究的な学習を進め、課題を見つけて解決していく力を育むこと
- ・ICT機器、デジタルコンテンツ等を活用し、創意工夫に富んだ授業づくりに努め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組むこと

【豊かな心の育成】

- ・道徳教育、人権教育、体験活動等を通じて、子どもたちの道徳性の養成や豊かな情操を図った。

《課題》

- ・体験活動を通じて、他者や社会との関わりや、ふるさと意識を醸成する取組を行うこと
- ・教育活動全体を通して、子どもの心に響く授業づくり、いじめを生まない土壌づくりを行うこと

【健やかな体の育成】

- ・各校で独自の体力向上施策に取り組むとともに、健康教育の推進を図った。

《課題》

- ・生徒の豊かなスポーツ・芸術環境を確保するため、学校や地域と連携・協働しながら、学校部活動の地域移行に取り組み、持続可能な活動環境を整備すること
- ・小中9年間を見通した総合的な健康教育の実践に向けた体制づくりを行うこと

【異校種間連携、就学前教育、特別支援教育の推進】

- ・異校種間の連携を進め、9年間の学びのつながりを意識した取組を行った。
- ・就学前教育施設と小学校の連携を推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図った。
- ・医療的ケア児への支援体制の整備を行う等、特別支援教育の一層の充実を図った。

《課題》

- ・異校種間での育ちや学びのつながりを意識した連携を図り、各中学校ブロックのブランドカリキュラムの実践の積み上げや改善を行うこと
- ・公私間での連携や小学校との接続に継続して取り組み、地域の幼稚園として、子育て支援機能の強化に努めること
- ・共生社会の実現に向け、交流及び共同学習など、児童生徒相互の理解を深める取組を進めること

【特色ある教育の推進】

- ・カリキュラム・マネジメント、キャリア教育、環境教育、防災教育等の特色ある教育活動を行った。
- ・地域の人的、物的資源を計画的に活用し、魅力ある学校づくりを推進した。

《課題》

- ・体験活動やキャリアノート等を通じて、子ども一人ひとりが自己の特性や能力を見つめ、主体的なキャリア形成を図る取組を推進すること

【生徒指導、教職員の指導力等向上の推進】

- ・いじめ防止の取組や相談体制の充実、ライフスキル教育の実施等に取り組んだ。
- ・教職経験年数や職能に応じた体系的な研修の実施や、学校園への専門家派遣等により、教職員の指導力向上を図った。

《課題》

- ・いじめの未然防止、早期発見に努め、子どもの持つ課題に寄り添い、適切な指導や支援を行うこと
- ・職能に応じた知識、指導力等を高めるため、教育情報や研究成果の発信を行うとともに、教員が研修に主体的に取り組み、高い効果が得られるよう支援すること

政策２ 子供の学びを支える教育環境整備の推進

【子供が安心して学べる環境づくりの推進】

- ・市立全小中学校等での全員給食を実現し、給食費の公会計化、第３子以降の無償化を開始した。
- ・教職員の働き方改革を推進するために、ＩＣＴを活用した校務・業務の効率化を図るとともに、スクール・サポート・スタッフの配置による教員の業務量の負担軽減等に取り組んだ。

《課題》

- ・子どもが安全な学校生活を送ることができるよう、安全対策を充実すること
- ・教職員の超過勤務時間等の課題を解消するため、部活動改革等、取組を進めること

【充実した学校教育環境の整備】

- ・ G I G A スクール構想の実現に向け、すべての学校で 1 人 1 台学習者用端末の整備、デジタル教科書の導入を行った。
- ・ 姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、学校規模・配置の適正化に向け、中学校区での地域説明会を実施し、順次、学校地域協議会を設置、協議を行った。
- ・ すべての学校に学校司書を派遣できる体制を整備し、蔵書の充実や調べ学習における支援を進めた。
- ・ 多様化する教育内容、施設の老朽化、生活環境の向上に対応するため、校舎の大規模改修やトイレの洋式化等を進めた。

《課題》

- ・ 個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実を図るため、教職員への支援や教育の D X 化に向けて整備を進めること
- ・ 子どもにとって望ましい教育環境の実現に向け、少子化の進行に対応した取組を行うこと
- ・ 学校司書と教員が連携し、子どもが書籍とデジタル情報を効果的に活用できるよう、学校図書館の充実に取り組むこと

【学校と地域等の協働体制の構築】

- ・ 地域に根差した学校園づくりを進めるために、学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、学校、地域、家庭の三者による協議や協働を行うなど、地域住民による学校運営参画を推進した。
- ・ 学校の自己評価や学校関係者評価を行い、結果に基づく学校運営改善に取り組んだ。
- ・ 生徒指導上の事案やいじめ等の案件に適切に対応し、早期の解決を図るため、関係機関や専門家がチームとなり、中立的・専門的な助言を行った。

《課題》

- ・ 地域や専門機関等との連携・協働を進め、社会全体で子どもを見守り、育てる体制を作ること

政策3 ライフステージに応じた生涯学習の振興

【生涯学習支援体制、多様な学習機会の充実】

- ・ 日本城郭研究センターの老朽化に対応するため、電気設備・空調設備の改修、開架室照明の L E D 化、トイレの洋式化・ドライ化等、中規模改修をした。
- ・ 電子図書館の整備を行い、医療関連図書、ビジネス関連情報資料の充実に努めた。
- ・ 日本の歴史について、時代背景や文化等、多彩なテーマで学ぶ歴史講座と、政治、社会等を主軸として、近代、現代を学ぶ現代社会講座を開催した。

《課題》

- ・ 科学への興味・関心を育てることができるよう、学校園とも連携しながら、子どもに多様

な学習機会を提供すること

- ・就学前の子どもを持つ保護者や、不読率が課題となっている高校生を対象とした事業を実施すること

【人権教育の推進】

- ・小学校区ごとに選出された指導員を中心に、子どもから大人まで、ライフステージに応じた人権教育・啓発、交流活動を行った。
- ・人権啓発交流推進事業を実施し、地域の歴史、文化、史跡、伝統産業等の調査研究活動や人権文化を発信する活動を行った。
- ・啓発資料として、人権標語や人権ポスター等の作成や配布、映画やDVDの貸出を行った。

《課題》

- ・人権への意識を日常から養うため、継続的な啓発や様々な人権課題について学習する機会を提供すること

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

【家庭や地域における教育力向上への支援】

- ・学校園において、子育てやしつけについての学習機会や情報交換、保護者同士の交流の機会を提供した。
- ・学校園の参観日等と合わせた家庭教育講演会のほか、姫路きょういくメッセに合わせた全市的な講演会を実施した。

《課題》

- ・保護者が参加しやすい機会を検討し、家庭教育に関する意識向上を図る機会を提供すること

【青少年の交流と活動の促進】

- ・青少年の自主的な活動や交流のためのセンター運営等の支援を行った。
- ・野外活動センター及びキャンプ場の老朽化に伴い、2施設を順次廃止した。

《課題》

- ・少子化等の社会状況の変化を踏まえ、子どもの健全な成長に資する活動支援を実施すること

【地域で見守る健全育成活動の推進】

- ・中学生による「少年の主張弁論大会」の開催、健全育成・啓発・環境浄化・安全対策等の地域ぐるみの活動を実施した。
- ・補導活動の実施とともに、非行防止啓発活動として、専門家によるネットトラブル対策講座や、薬物乱用防止教室等を実施した。

《課題》

- ・地域や関係機関と連携しながら、青少年の健全な育成に向けて、様々な啓発活動を実施すること

政策5 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

【世界文化遺産姫路城の保存と活用】

- ・特別史跡姫路城跡石垣保存整備事業を実施し、姫路城石垣修理計画に基づき、順次該当箇所のレーザー計測、石垣保存修理工事等を実施した。
- ・漆喰塗り体験会を開催し、姫路城で使われている漆喰技術の紹介等を行った。
- ・城郭市民セミナーや史料講座を開催するとともに、城郭研究室年報を刊行した。

《課題》

- ・石垣の保存整備や匠の技の継承に取り組むとともに、活用について、観光部門等の関連機関とも連携しながら、市民のふるさと意識の醸成や国内外に魅力を発信すること

【多彩な文化財の保存と活用】

- ・埋蔵文化財の有無や保存状態を把握するため、試掘・確認調査を実施した。
- ・広く埋蔵文化財や遺跡への関心を育てるため、企画展や史跡見学会の実施、小中学校への出前授業や教材の貸出など、埋蔵文化財の活用を図った。
- ・文化財説明板の設置や散策ルートマップの作成を行った。

《課題》

- ・文化財の調査と保存を継続するとともに、埋蔵文化財センターの来館者が増加するような展示等の企画に努め、関係機関との連携を一層強化すること

【伝統文化・歴史的文書の継承と活用】

- ・昭和56年から始まった市史の編さんは、全16巻23冊で完結した。
- ・「姫路城のアーカイブ」サイトの充実に向けて取り組むとともに、これまでに収集・整理した古文書等の歴史的文書の保存活用を図るため、保存環境の整備やデータベース化・デジタル保存化を進めた。

《課題》

- ・古文書等の保存やデジタル化を進め、将来の市史編さんに必要な史資料の調査、収集を行うとともに、「姫路城アーカイブ」サイトのさらなる活用、所蔵資料の有効利用を図ること

政策6 魅力ある市民文化の創造と交流・発信

※市長部局に移管。移管前の事業の取組内容や実績は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において公表している。

(3) こどもアンケートの概要

こども基本法の施行を踏まえ、第3期姫路市教育振興基本計画の策定に際し、学校教育の主役である児童生徒及びその保護者の意見を参考とするため、こどもアンケートを行いました。アンケート結果については、今後進める施策、事業等の参考とします。(こどもアンケートの詳細は、資料編79頁～84頁に掲載していますので、参照してください。)

1 実施データ

対象者	対象者数	回答方法	調査期間	校種ごとの対象者数(上段)・回答者数(中段)・回答率(下段)				
	回答者数 回答率			姫路市立幼稚園	姫路市立小学校(1～3年生)	姫路市立小学校(4～6年生)	姫路市立中学校	姫路市立高等学校
児童生徒	29,351人	Google フォーム	令和6年 (2024年) 7月8日～ 7月19日	- 〈対象外〉	- 〈対象外〉	13,610人	13,575人	2,167人
	23,029人					11,681人	9,910人	1,438人
	約78.5%					約85.8%	約73.0%	約66.4%
保護者	43,865人	Google フォーム	令和6年 (2024年) 7月8日～ 7月19日	953人	13,560人	13,610人	13,575人	2,167人
	15,767人			417人	5,105人	5,634人	4,256人	355人
	約35.9%			約43.8%	約37.6%	約41.4%	約31.4%	約16.4%

※姫路市立小学校には、義務教育学校前期課程・特別支援学校小学部を含む。

※姫路市立中学校には、義務教育学校後期課程・特別支援学校中学部・夜間中学を含む。

※姫路市立高等学校には、特別支援学校高等部を含む。

2 アンケートの内容 ※アンケートは、児童生徒・保護者とも同じ内容で実施しました。

(1) 設問

設問番号	設問内容
1	15観点それぞれについて、これからの学校に望むこと、期待することについて、◎(とてもそう思う)、○(そう思う)、△(そう思わない)から自分の考えに合うものを選択
2	15観点の中で、特に望むこと、期待することを最大3つまで選択
3	学校に行きたくなるアイデアや意見等を自由記述

(2) 15観点(設問番号1、2関連)とその内容

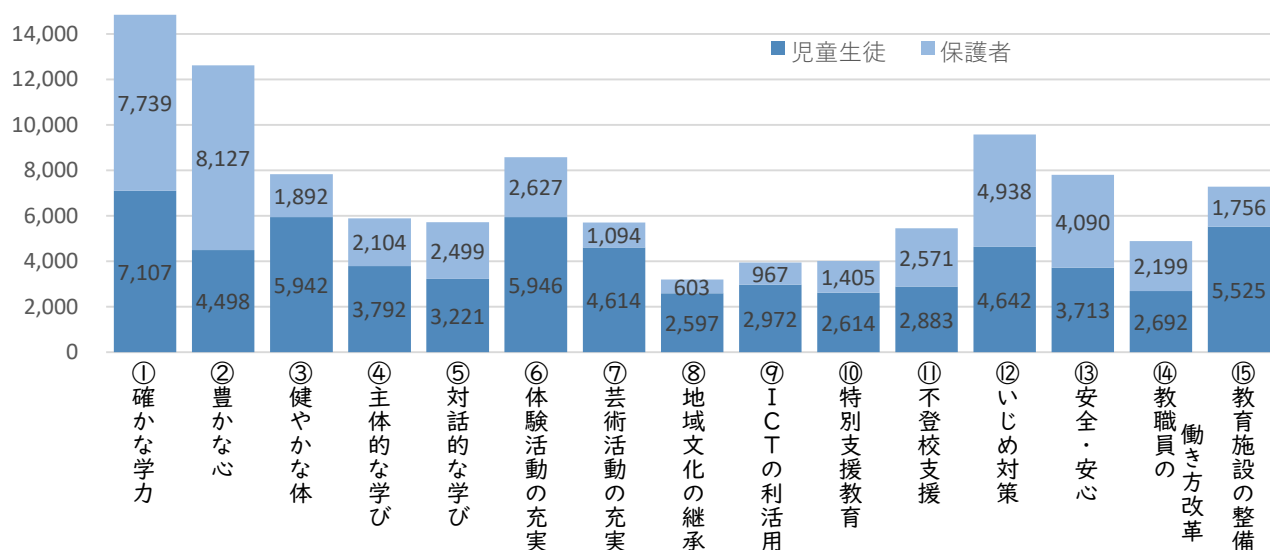
	観 点	これからの学校に望むこと、期待すること
①	確かな学力	自分の力に合わせた授業や「できた」「わかった」をたくさん感じられる授業がおこなわれていること
②	豊かな心	学校で学び、なかまとふれあうことで自分に自信を持ったり、他の人(命)を大切にしたりする活動があること
③	健やかな体	学校で、楽しく運動ができたり、食べることや寝ることについて学んだりする活動があること
④	主体的な学び	学校では、自分のアイデアや興味にあわせて学習を進めることができること
⑤	対話的な学び	学校では、みんなと一緒に考えることで、新しい発見のある授業がおこなわれていること
⑥	体験活動の充実	自然体験や職業体験、人や地域とかかわる活動がたくさんあること
⑦	芸術活動の充実	音楽や図工・美術などの芸術的な活動を体験できる機会がたくさんあること
⑧	地域文化の継承	自分の住んでいる地域の文化や歴史、姫路城のことなどをもっと学ぶことができること
⑨	I C Tの利活用	自分が使いたいときにクラウドブック等を使って学びたいことをもっと学べるようになること
⑩	特別支援教育	体が不自由だったり、けがをしたり病気になったりするなどしても、自分にあったペースや方法で勉強を進めることができること
⑪	不登校対策	学校に行けなくなっても、自分にあった方法で安心して学べる場所があること
⑫	いじめ対策	いじめや友達とのトラブルの相談にのってくれたり、自分の悩みを聞いてくれたりする先生がいたり、解決に向けて、先生と一緒に考えてくれること
⑬	安全・安心	学校で安全で、安心して学ぶことのできる場所だと感じられること
⑭	教職員の働き方改革	みんなが先生とゆっくり話をしたり相談できたりする時間がもっと増えること
⑮	教育施設の整備	学校の建物や運動場が安全で、教室や体育館が明るく過ごしやすい場所であること

3 アンケート結果

【設問1】15観点それぞれについて、これからの学校に望むこと、期待することについて、
◎（とてもそう思う）、○（そう思う）、△（そう思わない）から自分の考えに合うものを選択

- ・児童生徒、保護者ともに、15観点のほとんどが「◎とてもそう思う」と「○そう思う」を選択した割合の合計が90%以上でした。
- ・児童生徒は、◎の割合が最も高いもので「⑮教育施設の整備」の65.6%、割合が最も低いもので「④主体的な学び」の44.1%でした。△は割合が最も高いもので「⑧地域文化の継承」の9.0%でした。
- ・保護者は、◎の割合が最も高いもので「②豊かな心」の69.5%、割合が最も低いもので「⑧地域文化の継承」の38.3%でした。△は割合が最も高いもので「⑪不登校支援」の11.1%でした。

【設問2】15観点の中で、特に望むこと、期待することを最大3つまで選択



- ・児童生徒、保護者全体で見ると、「①確かな学力」・「②豊かな心」を選択した人が多く、「⑫いじめ対策」・「⑥体験活動の充実」を選択した人も比較的多いと言えます。
- ・児童生徒だけで見ると、上記に加えて「③健やかな体」・「⑮教育施設の整備」を選択した人が多く、保護者だけで見ると、「⑬安全・安心」を選択した人が多いと言えます。

【設問3】学校に行きたくなくなるアイデアや意見等（自由記述）

〔自由記述の回答者数 児童生徒 10,838人 保護者 3,422人〕

自由記述の整理手順

- ① 生成AI GaiXer（Bedrock Claude 3 Sonnet）を活用し、分類・要旨抜粋
→次の2点を指示
○意見の多い順にカテゴリー分けする。
○カテゴリー分けした意見の要旨を2つ程度抜粋する。
- ② 生成AIが分類した意見を、目視で齟齬がないか確認

自由記述で見られた意見の多いカテゴリー

- ・「友達関係」
- ・「授業内容・宿題」
- ・「校則・設備の見直しと改善」
- ・「相談しやすい環境の整備」
- ・「環境整備・設備改善」
- ・「行事・課外活動の充実」
- ・「生徒の主体性・自由度の尊重」
- ・「教員の働き方改革」等

（要旨は、資料編83頁～84頁に掲載しています。）

第3章 姫路の教育の目指す姿

Ⅰ 基本理念

第2期姫路市教育振興基本計画に基づくこの5年間の取り組み状況や社会情勢・教育環境の変化等を踏まえ、次の5年間の姫路の教育の基本理念を示します。

【基本理念】

未来をひらく ふるさと姫路の人づくり

～すべての人が自分らしく学び、つながる教育を目指して～

第3期計画の基本理念は「未来をひらく ふるさと姫路の人づくり」としました。

教育とは、「人格の完成」と「平和で民主的な社会の形成者の育成」を目指して行われる人づくりです。姫路をふるさととするすべての人が、自他の生命を尊重し、心豊かにたくましく生きることのできる力を育むことが、より豊かで明るい未来につながるものと期待します。

未来とは、個人の未来、他者の未来、地域の未来、姫路の未来、ひいては国・世界の未来でもあります。

将来の予測が困難なVUCA時代¹⁶において、社会の課題や変化に柔軟に対応し、他者と協働してあるべき社会を創り出すことのできる人材を育成します。

副題は、疾病や障害の有無、性別、年齢、文化的背景等を問わず、「すべての人が自分らしく学び、つながる教育を目指して」としました。

「自分らしく学ぶ」とは、自身の興味・関心や、一定の技能や資格を身に付けるといった目標等を出発点として、主体的に学び続けることです。

それにより、姫路で暮らす、学ぶ、働くすべての人が自己実現を図り、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じ、それぞれのニーズに応じた個別最適な学びができる環境づくりを進めます。

学びの成果を地域や社会に還元することも大切であり、自身の生涯にわたる育ちと学びの連続性、他者や社会との結び付き、また、学校園や行政と家庭、地域、企業等が連携して行う教育など、「つながり」を重視して教育を推進します。

¹⁶ Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）を特徴とする時代のこと。

2 目指す人間像

基本理念の実現に向けて、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組むことにより、次のような人間が育つことを目指します。

【目指す人間像】

- ・ 自身の可能性を信じ、学び続ける自立した人間
- ・ ふるさとを愛し、互いの伝統や文化、生き方を尊重し、多様な人々と共生する人間
- ・ 持続可能な社会の創り手としてつながり、協働できる人間

地球規模での気候変動、目まぐるしく変化する国際情勢、急速に進む人口構造の変化等、将来の予測が困難な時代において、それらの変化を「正しく理解し」「前向きに」そして「しなやかに」受けとめ、自身の知・徳・体を大切にしながら「生きる力」を育むことが重要です。自らの可能性を信じ、生涯にわたって自分らしく主体的に学び続ける自立した人間の育成を目指します。

自分が生まれ、育ち、暮らしている地域をふるさととして大切に思い、愛着や誇りを持つとともに、我が国や地域の伝統や文化を深く理解した上で、国内外の多様な文化の中で自他の違い、生き方を認め、尊重することが大切です。そして、感性を発揮しながら、疾病や障害の有無、性別、年齢、文化的・言語的背景等にかかわらず、異なる文化や価値観を持つ多様な人々と共に生きる人間の育成を目指します。

急速に進むICT¹⁷や人工知能(AI)¹⁸等の技術革新やグローバル化に対応した持続可能な社会(地域・国・世界)の維持・発展のために、学校園・家庭・地域等において学んだ知識や技能を活かして、自分や社会にとってよりよいものは何かを判断し、社会の創り手として他者とつながり、協働できる人間の育成を目指します。

¹⁷Information and Communication Technology の略語。情報通信技術。学習指導要領(平成29年告示)では、情報活用能力が、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられる等、子どもの学習活動において積極的にICTを活用することが求められている。

¹⁸人間が持っている認識や推論等の能力を、コンピュータでも可能にするための技術の総称。
AIはArtificial Intelligence の略語。

第4章 今後5年間の具体的取組

【基本理念】

未来をひらく ふるさと姫路の人づくり
～すべての人が自分らしく学び、つながる教育を目指して～

【目指す人間像】

- ・自身の可能性を信じ、学び続ける自立した人間
- ・ふるさとを愛し、互いの伝統や文化、生き方を尊重し、多様な人々と共生する人間
- ・持続可能な社会の創り手としてつながり、協働できる人間

Ⅰ 計画体系図

政 策	施 策	事 業
政策Ⅰ これからの時代 を生き抜く力を 育む教育の推進	施策Ⅰ－Ⅰ 「確かな学力」の育成	① 新しい時代に求められる資質・能力の育成 ② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ③ 市立高校の豊かな学びの推進 ④ 市立幼稚園における教育の充実 ⑤ 探究的な学びの推進 ⑥ 情報活用能力の育成
	施策Ⅰ－Ⅱ 「豊かな心」の育成	① 道徳教育の推進 ② 人権教育の推進 ③ 体験教育の推進 ④ 読書活動の充実 ⑤ 文化芸術活動の充実
	施策Ⅰ－Ⅲ 「健やかな体」の育成	① 学校体育の充実 ② 保健教育の充実 ③ 安全教育の充実 ④ 食育の推進・学校給食の充実
	施策Ⅰ－Ⅳ グローバル化に対応する 教育の推進	① 郷土教育の推進 ② 姉妹都市との交流 ③ 外国語教育の充実 ④ 国際理解教育の推進
	施策Ⅰ－Ⅴ 校種を越えた連携の推進	① 保幼小連携の推進 ② 小中一貫教育の充実 ③ 校種を越えたキャリア教育の推進 ④ （再掲）探究的な学びの推進

政策 2

社会の変化や個
にあわせた教育
環境の充実

子どもたちが通いたくなる 学校園づくり	施策 2-1	① 校園内研修の支援 ② 校園外研修の充実 ③ 教育課題に対する調査・研究 ④ 効果的・効率的な情報発信 ⑤ 働きがいのある学校園づくりの推進 ⑥ 心の通い合う生徒指導の推進 ⑦ いじめへの対応 ⑧ 学校サポート・スクラムチームの活用 ⑨ 教育相談事業の充実
	施策 2-2 誰一人取り残されない教育の推進	① 夜間中学の充実 ② 不登校への対応 ③ 外国人児童生徒等への支援 ④ 就学前相談・就学指導の充実 ⑤ 特別支援教育の充実 ⑥ 書写養護学校の充実
	施策 2-3 教育DXの推進	① 教育DXの推進 ② (再掲) 情報活用能力の育成
	施策 2-4 安全で安心して学べる修学環境の整備・充実	① 安全対策の推進 ② 就学のための援助・奨励 ③ 離島高校生への修学支援
	施策 2-5 持続可能な教育環境の整備	① 学校規模・配置の適正化 ② 市立幼稚園の在り方の検討 ③ 市立3高校の再編 ④ プールの共用・市及び民間施設利用の推進 ⑤ 園舎・校舎等の改修の推進
	施策 2-6 家庭や地域と手を携え共に育む教育の推進	① 地域住民による学校運営参画の推進 ② 部活動の地域移行 ③ 校区人権教育・啓発の充実 ④ 人権啓発の支援 ⑤ 地域に学ぶ交流活動の支援 ⑥ 教育・研修団体への支援 ⑦ 非行防止活動の推進 ⑧ 地域愛護育成会・健育委員会活動の充実 ⑨ 家庭教育の支援・充実

政策 3

生涯にわたる豊かな学びの推進

「学びたい」に応える生涯学習の推進	施策 3-1	① 施設の社会教育特性を生かした活動の充実 ② 科学教育の充実 ③ 図書館サービスの充実 ④ 市民教養講座の充実 ⑤ 放送大学サテライトスペースの利用促進 ⑥ 青少年センターの活用 ⑦ 野外活動の振興と施設の活用 ⑧ 青少年団体の育成と活動支援
	施策 3-2 地域に伝わる歴史文化遺産等の保存と活用	① 姫路城跡整備基本構想の推進 ② 姫路城跡石垣の保存整備 ③ 石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承 ④ 城郭に関する専門的な調査研究と情報発信 ⑤ 文化財の調査と保存・活用 ⑥ 埋蔵文化財の発掘調査 ⑦ 埋蔵文化財センターの充実 ⑧ 文化財に関する情報発信 ⑨ 文化財散策ルートの整備と活用 ⑩ 歴史的・自然的地域資源の保存と活用 ⑪ 古文書類の保存と活用

2 今後5年間の具体的取組

【政策Ⅰ これからの時代を生き抜く力を育む教育の推進】

●施策Ⅰ－Ⅰ ●「確かな学力」の育成

〈施策の目的〉

すべての子ども一人ひとりの興味・関心や適性を踏まえ、創意工夫した教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる。それらを基盤とした思考力・判断力・表現力を育むとともに、探究的な学びの過程を重視し、主体的に学びに向かう力を育成する。

〈指標〉

指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果 (全国との比較)〔小学6年生〕	国語	-3.2	全国平均以上
	算数	-1.5	全国平均以上
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果 (全国との比較)〔中学3年生〕	国語	-1.8	全国平均以上
	数学	0.0	全国平均以上
学校の勉強はわかると答える児童生徒の割合(%)	小学生	90.8	92.0
	中学生	79.3	80.0
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだと答える児童生徒の割合(%)	小学生	81.4	82.0
	中学生	77.5	80.0
授業で、自分で調べたことを整理したりまとめたりしていると答える児童生徒の割合(%)	小学生	81.5	82.0
	中学生	70.9	72.0
授業や担当業務において、学校内外の人的・物的資源を計画的に活用していると答える教職員の割合(%)		77.1	80.0
5年生までに受けた授業で、PC・タブレット等のICT機器を、よく使用していると答える児童生徒の割合(%)	小6	61.6	75.0
1,2年生のときに受けた授業で、PC・タブレット等のICT機器を、よく使用していると答える児童生徒の割合(%)	中3	46.1	60.0
授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間になっていたと答える児童生徒の割合(%)	小学生	82.9	85.0
	中学生	67.7	70.0
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができたと答える児童生徒の割合(%)	小学生	83.9	86.0
	中学生	85.5	86.0
直接体験を重視した教育を行い、幼児の好奇心・探究心が育ったと答える幼稚園の割合(%)		-	82.0
授業では、各教科で学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていたと答える児童生徒の割合(%)	小学生	72.1	75.0
	中学生	56.2	60.0
総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると答えた児童生徒の割合(%)	小学生	76.0	80.0
	中学生	54.9	60.0

指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けたと答えた学校の割合(%)	小学生	89.8	90.0
	中学生	72.2	75.0
総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしていると答えた学校の割合(%)	小学生	94.2	95.0
	中学生	80.6	85.0
学習の中で、分からないことがあった時に、ICT機器を活用してすぐ調べることができるかと答える児童生徒の割合(%)	小学生	—	90.0
	中学生	—	90.0

1-1-① 新しい時代に求められる資質・能力の育成

- 「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」を通して、新しい時代に求められる資質・能力を育成する。
- 各教科等の特質を生かしながら、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりするといった「学習の過程」を重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりに取り組む。

1-1-② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成を着実に進めるために、ICTを最大限活用しながら、すべての子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実のために、学校園内外の人的・物的資源を効果的に活用し、教育活動を横断的・組織的・計画的に行い、カリキュラム・マネジメント¹⁹を推進する

1-1-③ 市立高校の豊かな学びの推進

- 令和8年4月に市立高等学校3校を発展的に統合する新設校1校を設置し、生徒一人ひとりの興味関心に沿った市立高等学校ならではの豊かな学びを実現する。
- 各校に設置する特色ある専門学科やコースを中心にそれぞれの特色を生かした教育課程を編成し、探究活動を取り入れた教育内容を改善し、生徒が主体的に学ぶことのできる教育の充実を図る。

1-1-④ 市立幼稚園における教育の充実

- 「ひめじ こども・若者みらいプラン」や「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」²⁰に基づき、就学前教育・保育施設全体で提供体制を確保していく中で、保護者ニーズ等も踏まえながら、直接体験を

¹⁹学校や教育機関において、教育課程の体系的な編成と実施、評価を行うプロセスのこと。PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)を繰り返すことで、教育の質を継続的に向上させていくことが重要視されている。

²⁰本市の待機児童の発生、市立幼稚園の就園児童の減少による小規模化、施設の老朽化等、本市の就学前教育・保育施設を取り巻く課題に対応し、今後の社会情勢や保育ニーズに対応した、よりよい教育・保育の質と量を確保することを目的に令和3年7月に策定。

通して好奇心や探究心を育むことを重視する教育の充実を図る。

Ⅰ－Ⅰ－⑤ 探究的な学びの推進

○総合的な学習の時間を中心に、子どもが知的好奇心を原動力とし、探究のプロセス（課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現）を経ながら、自らの考えや課題を更新していく探究的な学びを推進する。

Ⅰ－Ⅰ－⑥ 情報活用能力の育成

○学習活動において、児童生徒が必要に応じて１人１台端末を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力を育成する。

○日常生活において、児童生徒が１人１台端末を積極的に活用し、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面で発達段階に応じた情報モラル教育に取り組む。

●施策 1-2 ●「豊かな心」の育成

〈施策の目的〉

教育活動全体を通じて子どもたちの豊かな情操や道徳性を養うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、より良い人間関係を築く力、自然を大切にする態度等を養う。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心等を育成する。

〈指標〉

指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
自分にはよいところがあると思うと答える児童生徒の割合(%)	小学生	77.7	81.0
	中学生	76.3	80.0
人が困っているときは、進んで助けたいと答える児童生徒の割合(%)	小学生	91.7	93.0
	中学生	88.8	91.0
学校や地域でいろいろな人とかかわりをもつことは、大切なことだと思うと答える児童生徒の割合(%)	小中学生	94.5	95.0
学校に学校司書が配置されることで、教育効果が高まっていると思うと答える教職員の割合(%)	小学生	98.3	98.5
	中学生	85.3	90.0

1-2-① 道徳教育の推進

- 希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、平和を希求する心、正義感や公正さを重んじる心など、生きる力の重要な要素である豊かな人間性を育む。
- 「特別の教科 道徳」を要としつつ、あらゆる教育活動を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養う。
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、道徳科教科書や地域教材等の教材研究、授業づくりに対して、訪問指導等で支援を行う。

1-2-② 人権教育の推進

- 自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる。
- 全教育活動を通して確かな人権意識を培い、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題解決への実践力を育てる。
- 教職員の人権意識の高揚や子どもの自立と共生の力を育むために人権教育研修会等を継続的に実施し、人権教育のさらなる充実に向けた支援を行う。
- インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認等に関する人権課題について、解決に向けた適切な教育と啓発を行う。
- いじめの未然防止やいじめを許さない心の育成、より良い集団作りを目的に、ワークショップや講演による学習会を実施する。

Ⅰ－２－③ 体験教育の推進

- 集団宿泊活動や自然体験活動などを推進し、人間的な触れ合いや自然との関わりを深めながら豊かな感性を育む。
- 人間としての在り方や生き方を考え、自主性・社会性を養うために、家庭や地域と連携・協働し、地域の様々な活動を中心として、福祉体験・ボランティア体験・職場体験等、人や社会と関わりを深める活動を実施する。
- 体験と言葉を結び付けた保育や教育を推進し、子どもの学習理解の深化を図る。
- 市内外の施設や企業を活用し、教科等と関連付けた様々な体験活動を実施する。
- 里山・田畑・水辺・地域の自然などでの体験活動を通して、季節に応じて樹木やその周辺の生き物、草むらや池の生き物の様子が変わっていくことを観察するなど四季の変化を肌で感じることで、自然に対する豊かな感性や生命を尊ぶ心を育てる。
- 環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクル等の環境問題や環境保全について果たすべき責任と役割を理解させ、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動できる実践力を育む。

Ⅰ－２－④ 読書活動の充実

- 一斉読書や読み聞かせ等、多様な読書活動を通じて、本に親しむ機会を確保し、読書習慣の定着を図る。
- 司書教諭²¹と学校司書²²が互いに連携しながら、図書の継続的整備を行うことで、学校図書館における「学習センター」及び「情報センター」としての機能強化を図る。
- 子どもを取り巻く読書環境を整えたり調べ学習を支援したりするため、ICTを活用しながら、学校と市立図書館等の社会教育施設との連携を推進する。

Ⅰ－２－⑤ 文化芸術活動の充実

- 地域に残る伝統的な行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れる。
- 芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、豊かな感性や情操を培い、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育てる。
- 児童生徒等の自主的・自発的な活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、地域の一員としての自覚を高め、ふるさと意識を醸成する。

²¹学校図書館の専門的運営と児童生徒の読書活動支援、学習支援を一体的に行う教員のこと。教員としての資格に加え、司書の専門的な知識・技術を備えた職種であり、学校図書館の運営・計画・広報、読書指導（読書案内、ブックトーク等）など、児童生徒の主体的な学びを図書館活用を通じて総合的に支援する役割を担う。主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てることとなっており、12学級以上の学校には必ず置かなければならない。

²²学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。本市においては、学校図書館の運営（学校図書館の開館、貸出、レファレンス）や学校図書館を活用した授業や調べ学習への支援、資料収集等も行っている。

●施策 1-3 ●「健やかな体」の育成

〈施策の目的〉

安全を確保しながら、体育やスポーツに親しみ、継続的に運動ができる資質・能力の育成を図る。また生涯を通して健康で安全な生活を送るための基礎を培い、個人に応じた心身の調和的発達を図るとともに、望ましい食習慣を形成し、食に関する自己管理能力を育成する。

〈指標〉

指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
運動やスポーツをすることは好きと答える児童生徒の割合(%)	小学生	85.2	90.0
	中学生	81.8	85.0
新体力テストにおける体力合計点（全国との比較） 〔小学校5年生〕	男子	-2.7	全国平均以上
	女子	-3.6	全国平均以上
新体力テストにおける体力合計点（全国との比較） 〔中学校2年生〕	男子	-2.7	全国平均以上
	女子	-3.0	全国平均以上
健康教育を意識した指導に取り組んだと答える教職員の割合(%)		82.0	85.0
健康（睡眠・食事・運動）に気をつけて生活していると答える児童生徒の割合(%)		80.9	85.0

1-3-① 学校体育の充実

- 安全を確保しながら運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせる。
- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成を図る。
- 魅力ある体育科・保健体育科の授業実践に向けた研究授業や実技研修等を推進し、各種の運動を適切に行うことによって体力の向上を図る。

1-3-② 保健教育の充実

- 子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通して主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培う。
- 教科のみならず教育活動全体において組織的に健康教育を推進する。
- 家庭や地域の連携を進め、日常生活においても健康教育の充実を図る。

1-3-③ 安全教育の充実

- 自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を育成する。
- 自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質・能力を育てる。
- 実効性のある訓練実施を推進し、自他の命を守る能力や共生の心を育む。

Ⅰ－３－④ 食育の推進・学校給食の充実

- 各学校において食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、学校全体で食育を組織的・計画的に推進する。
- 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう給食の時間を中心に、特別活動・各教科など学校教育活動全体を通して食育を推進する。
- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、郷土料理や行事食に地元産食材を使用した献立など、学校給食の充実を図る。

●施策Ⅰ－４●グローバル化に対応する教育の推進

〈施策の目的〉

我が国の伝統や文化を深く理解するとともに自分が生まれ、育ち、暮らしている地域をふるさととして愛着や誇りを持つ。また問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、異なる文化の違いを理解し尊重しながら、多角的な視野をもって、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出す力等を身に付け、グローバルな視野で活躍・行動するための資質・能力を育成する。

〈指標〉

指標項目		令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うと答える 児童生徒の割合(%)	小６	80.9	85.0
	中３	68.1	70.0
授業等で繰り返し使用した表現を用いて、自分の考えなどを英語で発表したり、他者と英語で会話をしたりしたことがあると 答える児童生徒の割合(%)	小５～中３	-	80.0
A L T(外国語指導助手)と英語や外国の文化を勉強するのは 楽しいと答える児童生徒の割合(%)	小中学生	79.6	84.5

Ⅰ－４－① 郷土教育の推進

- 社会科や総合的な学習の時間等で活用できる地域学習資料（デジタル版）の整備及び活用事例の共有や、中学校区ごとに作成した独自の道徳地域資料の活用を進める。
- 地域の自然、著名な人物や歴史、姫路城をはじめとする有形無形の伝統文化など、郷土を題材とした学習を進めることを通して、ふるさと姫路を愛し、主体的に地域社会に関わり、地域の発展に貢献する児童生徒の育成を図る。

Ⅰ－４－② 姉妹都市との交流

- 姫路市と鳥取市の中学生がオンラインでの交流を行い、お互いの市についての理解を深めたり、親睦を図ったりし、交流の輪を広げることで、姉妹都市の絆を深める。

Ⅰ－４－③ 外国語教育の充実

- 英語によるコミュニケーション能力を養うために、外国語指導助手（A L T）²³等、外部人材との連携促進や教員の英語指導力向上のための研修等の開催により、指導の充実を図る。
- I C T機器やデジタルコンテンツ²⁴等の有効活用により、英語を使う機会を拡充させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や実践的な英語運用能力を育成する。

²³ALT は、Assistant Language Teacher の略語。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとったり、外国の文化や習慣、考え方を学んだりするための授業を支援する外国人語学講師のこと。

²⁴デジタル形式(0 と 1 の数値データ)で表現された、テキスト（Web ページ、電子書籍等）、画像（写真、イラスト、図表等）、動画（映画、ドラマ等）などの様々なコンテンツのこと。コンピューターやスマートフォン等のデジタル機器で扱うことができる。またインターネットを通じて簡単に共有・伝達することができる。

Ⅰ－４－④ 国際理解教育の推進

- 日本文化に対する深い理解とともに、世界の多様な実態にも目を向け、異文化への好奇心や多様性への理解を深めることでグローバル人材の育成を図る。外国語指導助手（ALT）などと交流を図り、海外での生活に理解を深める。
- 海外姉妹都市との交換交流の機会などを通して、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化理解の精神など国際的視野に立って主体的に行動することができる資質・能力を身に付け、多様な文化を持った人々と共に生きる態度を育成する。

●施策Ⅰ－５●校種を越えた連携の推進

〈施策の目的〉

就学前から高等学校までの子どもの育ちと学びのつながりを大切にするために、就学前の子どものスムーズな小学校への接続、各中学校ブロックにおける「小中一貫教育の充実」を中心に、各校種間の積極的な連携を推進し、個々の子どもについての適時性・連続性を考慮した教育の充実を図る。

〈指標〉

指標項目	令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
スタートカリキュラムを活用している小学校の割合(%)	—	R7 値 +0.2
「ブランドカリキュラムを確認し、目指す子供像を意識した授業を行っている。」と答える教職員の割合(%)	—	80.0
学年や校種の枠を越えて、連携を図ろうとしていると答える教職員の割合(%)	86.9	89.0
将来の夢や目標を持っていると答える生徒の割合(%)〔中学３年生〕	66.9	74.5

Ⅰ－５－① 保幼小連携の推進

- 合同研修や行事の相互参観、各小学校区での連絡会等を実施し、就学前の子どもたちの「育ち」と「学び」をつなげる。
- 「アプローチカリキュラム」²⁵及び「スタートカリキュラム」²⁶の活用を促進し、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

Ⅰ－５－② 小中一貫教育の充実

- 義務教育学校の成果を発信し、共有する。
- 各中学校ブロックで作成した特色ある教育課程「ブランドカリキュラム」²⁷を活用した計画的、組織的、継続的な取組を推進し、小中一貫教育の充実を図る。

²⁵アプローチ期（一般的には５歳児の２学期、各園の実態に応じて設定する）に身に付けさせたい力や育てたい力を具体的に明らかにし、一人一人がその力の育つ方向に向かっていくかを確かめ、保育実践や小学校教育との接続に役立てるカリキュラム。詳細は、令和２年３月発行「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム【補足版】」参照

²⁶スタート期（一般的には小学校入学後３カ月、各校の実態に応じて設定する）は、小学校に入学した子どもが幼稚園・保育所・認定こども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。詳細は、令和２年３月発行「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム【補足版】」参照

²⁷学習指導要領に掲げられている「社会に開かれた教育課程」の考え方のもと、姫路市の各中学校ブロックが育成を目指す資質・能力の具現化に向けた特色あるカリキュラムのこと。

Ⅰ－５－③ 校種を越えたキャリア教育²⁸の推進

- 義務教育を中心とした、前後の校種との積極的な連携を支援する体制を構築する。
- 保幼小連絡会の実施、小高連携事業の充実、オープンハイスクール²⁹等を実施し、異校種間の理念の共有・連携の推進を図る。
- キャリアノート³⁰やキャリア・パスポート³¹を活用しながら、子どもが将来の目標を持ち、主体的に進路を決定できる能力や態度の育成を図る。

Ⅰ－５－④ （再掲）探究的な学びの推進

- 総合的な学習の時間を中心に、子どもが知的好奇心を原動力とし、探究のプロセス（課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現）を経ながら、自らの考えや課題を更新していく探究的な学びを推進する。

²⁸子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育のこと。

²⁹高等学校で中学生や保護者向けに開催される、学校の紹介イベントのこと。実際の授業を体験したり、施設を見学したり、進路や入試の説明を受けたりできるため、中学生が進路を決める際の大切な機会となる。

³⁰キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す様々な学習経験や活動の記録等を児童生徒が書き込むノートで、そのモデルを兵庫県教育委員会が示している。教職員が児童生徒の成長や変化を定性的・定量的に評価し、一人ひとりの指導・支援に役立てるための重要な資料とすることができる。小学校用、中学校用、高等学校用がある。

³¹児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（キャリア教育の記録）のこと。次の学年や校種に引き継ぎやすくなっており、記述する分量も各学年１～２ページとなっている。

【政策2 社会の変化や個に合わせた教育環境の充実】

●施策2-1 ●子どもたちが通いたくなる学校園づくり

〈施策の目的〉

教職員に必要な使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じて求められる資質・能力を育成するとともに、教職員にとって働きがいのある学校園づくりを進める。すべての子どもが個性の伸長を図り、社会性や行動力を高め、集団や社会の中で自己実現を図ることができるよう、子ども一人ひとりに寄り添い向き合う時間を充実させる。

〈指標〉

指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
資質・能力の向上に対する研修企画の有効度 ※研修受講者による4段階評価の平均値		3.7	3.8
時間外在校等時間が45時間以上の教職員の割合(%)		21.5	4.0
「学校に相談できる先生がいる」と答える児童生徒の割合(%)	小学生	-	80.0
	中学生	-	70.0

2-1-① 校園内研修の支援

○学識経験者をはじめ、理論的・実践的に優れた外部指導者や高い教育技術を持つ教職員を学校園に派遣し、主体的・計画的に校園内研修を推進できるよう支援を行い、学校園内の実態に応じた研修を促進する。

2-1-② 校園外研修の充実

- 子どもの人格形成に深く関わる教職員としての自覚を深め、高度な専門職としての資質能力を一層高められるよう支援する。
- 自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていく力を養う。
- 多様な専門性や背景を有する人材と効果的に連携・分担して職務を遂行し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を培う。

2-1-③ 教育課題に対する調査・研究

- 学校園から推薦を受けた市内教職員を教育研究員として委嘱し、今日的な教育課題の解決に向けた継続的で実証的な研究を推進する。
- 研究成果を様々な機会を通して広く学校園に発信し、教育実践の一層の充実を図る。

2-1-④ 効果的・効率的な情報発信

- 教育書籍や全国の教育機関発行の研究紀要等に加え、学習指導案³²や授業動画、板書記録などの実践事例を収集し、教職員が効果的に活用できるようにする。
- 姫路の教育に関する情報を効果的・効率的に発信する。

³²教師が授業の目標、内容、進め方、評価の観点等を計画的にまとめたもの。授業の手順を具体的に示し、効果的な授業を行うためのプランになる。

2-1-⑤ 働きがいのある学校園づくりの推進

- 教職員が児童生徒等とじっくり向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、会議・学校行事等の縮減・精選や、ICT活用による校務・業務の効率化及びデータの共有化を推進する。
- 学校における働き方改革を進めるため、外部人材の活用や学校園及び教職員が担う業務の明確化・適正化を図る。
- 教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化、教職員相互の協力・協働による働きやすい職場環境づくりを進め、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにする。

2-1-⑥ 心の通い合う生徒指導の推進

- 児童生徒等の理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うことにより、自主性や自律性、主体性を培う。
- 現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指し、各学校における教育活動を推進する。
- 児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える発達支持的生徒指導を推進する。

2-1-⑦ いじめへの対応

- いじめ防止対策推進法により、国、県、市のいじめ防止基本方針を踏まえて策定した各学校の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・対応に努め、いじめ問題の克服に向けて取り組む。
- 学校サポート・スクラムチーム内に「いじめ問題等支援チーム」を編成し、いじめ問題に対する対応の強化を図る。
- いじめや問題行動等への対応に苦慮している学校に生徒指導自立支援員を配置し、多面的な児童生徒理解に基づく、きめ細かな指導を行う。

2-1-⑧ 学校サポート・スクラムチームの活用

- 複雑な生徒指導上の諸課題やいじめ問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して適切に対応する。
- 早期の解決を図るため、弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、子育て支援室、警察等の関係者からなる「学校サポート・スクラムチーム」を編成し、中立的・専門的な助言を得て、組織的に学校を支援する。
- いじめ防止対策推進法の「いじめ問題対策連絡協議会」³³の機能を持つものとして位置付け、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図り、個別の事案について対応する。

³³いじめ防止対策のために、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等、関係機関が情報交換や連携方策を協議する場。構成員による主な役割は、いじめ事案への対応方法の協議、いじめ防止に向けた啓発活動の実施等があり、関係機関が有機的に連携し、総合的にいじめ問題に取り組むことが挙げられる。

2-1-⑨ 教育相談事業の充実

- 不登校、問題行動など多様化、複雑化する子どもの教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。
- 適応教室³⁴等により、子どもの成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を行う。
- 不登校傾向の児童生徒に対する心の居場所としてのメンタルスクエア（校内サポートルーム）³⁵の設置を進めるとともに、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者などの心の相談にあたる。
- 「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的なアプローチで幼児児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援を行う。
- 学校園からの要望に基づき、不登校傾向や特別な支援を要する幼児児童生徒のために学生ボランティアを派遣し、幼児児童生徒等の持つ課題に寄り添い、個別の支援を行うことにより、学校園生活への適応及び社会性の伸長を図る。

³⁴不登校や情緒障害等の課題を抱える児童生徒に対して、専門スタッフによる心理的ケアや社会的自立に向けた支援を行う。安心できる居場所を提供し、一人ひとりに応じた手厚い支援を通じて、徐々に学校生活への適応を図っていく場所となる。

³⁵学校内に設置され、不登校等、課題を抱える児童生徒にとっての安心できる居場所であり、教職員や不登校児童生徒支援員等による個別の学習支援や教育相談を行う場として使用する。

●施策２－２●誰一人取り残されない教育の推進

〈施策の目的〉

多様性を認め合い、包摂性のある共生社会の実現に向け、子どもたちの発達や教育ニーズを踏まえつつ、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすために、個々が抱える困難や課題に向き合い、個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達の支援を充実させることにより、自立と社会参加を促し、集団や社会の中での自己実現が図ることができるようにする。

〈指標〉

指標項目		令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
年間 90 日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた人数の割合(%)		—	50.0
外国人児童生徒に対する支援員の派遣により、日本語指導を必要としている児童生徒に対して教育効果が高まっていると答える学校の割合(%)		97.4	98.5
特別支援推進事業、教育支援（連携支援・地域支援）によって、児童生徒の不安・不適応が軽減されるなどの効果があったと答える教職員の割合(%)	小学校	96.2	100.0
	中学校	87.5	90.0
特別支援学校や特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習、居住地校交流を通じて、障害のある児童生徒の理解がよく深まったと答える教職員の割合(%)	小学校	85.4	87.5
	中学校	76.0	77.5

２－２－① 夜間中学の充実

- 多様なニーズを持つ生徒に丁寧な支援ができるよう環境整備を行う。
- 姫路市外からの入学対象者にも情報が届くように広報に努める。

２－２－② 不登校への対応

- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーと「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
- 不登校児童生徒支援員³⁶を配置し、校内サポートルームにおける学習支援と生活支援を行う。
- 不登校対策連絡協議会³⁷を開催し、不登校児童生徒への支援の在り方や取組等に関する協議・検討を行うなど、不登校対策に総合的に取り組むことで支援の一層の充実を図る。

³⁶不登校やクラスに入りづらい児童生徒に対して、校内サポートルームにおける学習支援や生活支援等、一人ひとりに応じたより柔軟できめ細やかな支援を行う。

³⁷教育委員会を中心に学校、心理、福祉、医療、警察、民間施設、PTA・保護者等、関係機関で構成されており、不登校の現状把握を行い、不登校児童生徒への適切な支援策を協議・検討する。

2-2-③ 外国人児童生徒等への支援

- バイリンガル支援員³⁸（スタディサポーター・通訳）、教員免許を有する日本語指導支援員³⁹等の配置・派遣による受入れ体制の整備を行い、外国人児童生徒等の分散化・多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整等を行う。
- 多文化共生教育の充実のため、教員の指導力向上のための研修会等を実施する。

2-2-④ 就学前相談・就学指導の充実

- 早期からの教育相談に努め、保護者から申請があった幼児について、個々の教育的ニーズに応じた適正な支援を行うため、連携支援ファイルを作成し、個別の指導計画⁴⁰に基づく一貫した教育支援ができるようにする。
- 個別の支援が必要と考えられる幼児については、特別支援推進事業⁴¹により就学前教育の充実を図る。

2-2-⑤ 特別支援教育の充実

- 発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。
- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム⁴²構築のための特別支援教育⁴³のさらなる充実を

³⁸日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する小・中学校等に派遣。日本語指導の補助や生活面での支援、また学校と外国人保護者との連絡調整等を行う。

³⁹小学校、中学校等に在籍する日本語能力が十分でない外国人児童生徒に対して、日本語指導、学習支援、生活支援、翻訳・通訳等、言語面と学習面での支援を行う。

⁴⁰指導を行うためのきめ細かい計画。特別の支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

⁴¹市内の学校園所に在籍する障害のある子どもに対し、関係機関が連携して適切な教育的支援を継続的に実施するもの。具体的には、個別的教育支援計画・指導計画に基づいた合理的配慮や基礎的環境整備の提供、特別支援推進員による学校園への助言、特別支援学校のセンター的機能事業による教職員に対する研修等である。

⁴²人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にすることを目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

⁴³従来の障害児教育の対象だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の能力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導を通じて必要な支援を行う教育。

図ることを目的に、合理的配慮⁴⁴と基礎的環境整備⁴⁵について検討を進める。

○市立学校園に通う医療的ケア⁴⁶を必要とする幼児児童生徒に対応する基礎的環境整備を進める。

○交流及び共同学習や居住地校交流を計画的・組織的に継続して行うことで、障害のある児童生徒の理解を深める。

○安心して学べる環境を確保するため、特別支援推進事業を実施し、必要に応じて特別支援教育支援員⁴⁷を配置する。

○専門的な知識や対応が求められるケースの場合は、専門家の派遣や関係機関との連携、通級⁴⁸による指導教室の活用等も含めた個に応じた指導の充実を図る。

○個別の教育支援計画や指導計画に基づき、子どもの教育的ニーズに応じた指導支援を行うために、障害の種別に応じた学級の設置を進め、自立と社会参加に向けた教育を行う。

○特別な配慮の必要な子どもに対し、特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援教育支援員の人的配置等を含め、適切な支援の充実に努める。

2-2-⑥ 書写養護学校の充実

○安心して安全な学校生活を送ることができるよう、医療的ケアシステムの構築を図る。

○卒業後の生活や学びに生かせるよう、個に応じた教育課程の編成や実施を行い、社会的自立につながる教育の充実を図る。

○副籍⁴⁹を活用した、交流及び共同学習のさらなる充実を図る。

⁴⁴障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

⁴⁵「合理的配慮」の基礎となるもの。障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のこと。

⁴⁶学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為のこと。学校における医療的ケアは、医療的ケアが必要な子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としている。令和3年9月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。

⁴⁷幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校において発達障害のある幼児児童生徒への支援を行うほか、特別支援学級の児童生徒や特別な支援を必要とする幼児等の介助や生活支援を行う職員。

⁴⁸大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な指導を特別な場で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行う。

⁴⁹特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が居住地の小学校・中学校・義務教育学校の通常の学級に副次的な籍を置くことにより、居住地校での交流及び共同学習の充実を図るもの。特別支援学校在籍児童生徒は、特別支援学校に正式な学籍があるため、特別支援学校と小学校・中学校・義務教育学校に二重学籍を設けるものでない。

●施策２－３●教育ＤＸの推進

〈施策の目的〉

新しい時代を創造していく力と意欲を育むために、１人１台端末活用の日常化を図る。また教職員一人ひとりのＩＣＴ活用指導力を向上させ、学習の基盤となる資質・能力の一つである「情報活用能力」や「情報モラル」を着実に育成する。働きがいのある学校園づくりを進めるために、校務のデジタル化を図り、教育活動全体を通じて情報化を推進、充実させる。

〈指標〉

指標項目		令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
校務ＤＸの推進により、業務の効率化が進んだと感じる教職員の割合(%)	小学校	－	R7値 +2.5
	中学校	－	R7値 +2.5

２－３－① 教育ＤＸの推進

○国の示す教育ＤＸ⁵⁰の方向性に合わせたＩＣＴ機器及びネットワークシステムの計画的整備・更新を図る。

○１人１台端末のさらなる活用を図る。

○校務ＤＸを推進することで、教職員の業務の効率化を図る。

２－３－② 情報活用能力の育成（再掲）

○学習活動において、児童生徒が必要に応じて１人１台端末を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力を育成する。

○日常生活において、児童生徒が１人１台端末を積極的に活用し、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面で発達段階に応じた情報モラル教育に取り組む。

⁵⁰2004年にスウェーデンのエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念。ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。デジタル変革のこと。

●施策２－４●安全で安心して学べる修学環境の整備・充実

〈施策の目的〉

すべての子どもが安全で安心して集団や社会の中で自己実現を図ることができるよう、学校の安全対策を進め、質の高い修学環境の整備を図る。また、経済的理由で就学が困難な児童生徒等の保護者に対して、就学のための援助等を行い、すべての子どもの「学び」が、家庭の経済的事情に左右されることのないよう支援する。

〈指標〉

指標項目	令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
児童生徒が、安全な学校生活を送ることができていると思うと答える教職員の割合(%)	89.1	100.0

２－４－① 安全対策の推進

- 安全点検等により、様々な学校災害に対して児童生徒等の安全を確保する。
- 減災の視点に立った学校園の危機管理能力の向上を図る。
- 学校内における子どもの安全確保を図るために、地域住民、ＰＴＡの協力を得ながらスクールヘルパー制度をはじめとした安全対策により学校内への不審者侵入抑止対策を進める。

２－４－② 就学のための援助・奨励

- 経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒等の保護者に対して、就学に係る費用の一部を援助する。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて助成する。

２－４－③ 離島高校生への修学支援

- 離島に居住し、島外の高等学校等に通う生徒の同居の保護者で、生徒の通学に要する経費を負担する者に対し、定期航路の通学定期乗船券購入費の一部を補助する。

●施策２－５●持続可能な教育環境の整備

〈施策の目的〉

教育上望ましい集団活動ができる環境を確保するため、学校園の規模や配置の適正化を図るとともに、教職員の負担軽減につながる民間施設利用を推進するなど、学校教育環境の充実を図ることにより、子どもたちの豊かな学びを実現する。

〈指標〉

指標項目	令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
プールの共用・市及び民間施設の利用校数（校）	０	１１
市立小・中・高等学校等の体育館への空調設置率（％）	０.０	１００.０

２－５－① 学校規模・配置の適正化

○「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」⁵¹に基づき、児童生徒の育ちにとってより良い教育環境を作るよう、学校規模及び配置の適正化を図る。

２－５－② 市立幼稚園の在り方の検討

○「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」⁵²に基づき、姫路市全体としての教育・保育ニーズを踏まえ、市立幼稚園における教育の充実のための方策を検討する。

２－５－③ 市立３高校の再編

○「姫路市立高等学校在り方方針」⁵³に基づき、現在の姫路高等学校、琴丘高等学校、飾磨高等学校の統合新設校の令和８年度開校に向けた準備を進める。その後、旧中央卸売市場跡地における新校舎建設計画を進める。

２－５－④ プールの共用・市及び民間施設利用の推進

○各校の学校プールの老朽化が進む中、１校１プール体制を見直し、市や民間施設のプール活用や学校プールの共用化の方策を進める。

２－５－⑤ 園舎・校舎等の改修の推進

○長寿命化改修⁵⁴を推進し、適正配置等を踏まえ、施設の余剰部分の減築や機能の統廃合を検討する。

○体育館や特別教室への空調設置を進める。

⁵¹令和２年２月に策定。少子化に対応した活力ある学校づくりに向け「教育的な視点」を第一に、また「地域とともにある学校」の視点を併せ持ち、児童生徒の育ちにとって、より良い環境を作るための取組について、教育委員会の基本的な考え方を示したものの。

⁵²令和３年７月に策定。本市の就学前教育・保育施設を取り巻く課題と、今後の社会情勢や保育ニーズに対応し、よりよい教育・保育の質と量を確保することを目的としたもの。在り方方針の具体を示した「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第２期）」は、令和６年６月に策定した。

⁵³令和５年２月に策定。県立高等学校等の状況を踏まえ、本市の高等学校教育の諸課題の解決を目指し、より一層市民から親しまれ、充実した市立高等学校を構築していくための、本市としての方向性を示すもの。

⁵⁴学校施設を将来にわたり長く使い続けることを目的に、物理的な不具合を直し、耐久性を高めることに加え、機能や性能を現代の社会的要請に応じた水準まで引き上げる改修。

●施策２－６●家庭や地域と手を携え共に育む教育の推進

〈施策の目的〉

学校園・家庭・地域が目標を共有して手を携え、複雑化、多様化する学校の課題を解消し、子どもの成長を支援する。また、地域人材や専門機関などと連携した取組を進め、社会全体で子どもを育てる体制を構築するとともに、地域社会、家庭、学校園、職場を通じ、すべての年齢層に人権教育を行い、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。

〈指標〉

指標項目	令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
校区人権教育学習会に参加してよかったと答える参加者の割合(%)	79.8	80.0
予防啓発活動（薬物乱用防止教室・ネットトラブル対策講座）参加者数（人）	7,188	7,200
子育て学習への保護者参加者数（人）	3,260	3,260

２－６－① 地域住民による学校運営参画の推進

- 学校評議員制度⁵⁵や学校運営協議会制度⁵⁶を活用し、保護者や地域住民等が、教職員と定期的に協議し、学校教育活動への支援を強め、地域とともにある学校づくりに主体的に参画する体制を構築する。
- 学校園の教育目標や地域と連携した教育活動等について、学校園・家庭・地域の三者での協議・協働を進めることにより、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。
- 児童生徒がより良い教育活動を受けることができるよう、保護者や地域住民に対して適切に説明責任を果たし、共通理解に基づいた連携・協力を進める。

２－６－② 部活動の地域移行

- 令和７年度は、「姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動推進計画」⁵⁷に基づき、改革推進期間として休日の部活動移行を推進する。
- 令和８年度夏以降は、市内中学校における休日の部活動を地域クラブ活動に移行する。

２－６－③ 校区人権教育・啓発の充実

- 「同和対策審議会答申」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」や人権に関する法規等の趣旨を踏まえ、部落差別（同和問題）を重要な柱に人権尊重の意識の高揚を図る。

⁵⁵地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた制度。学校評議員は校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱し、様々な教育活動に助言を行う。

⁵⁶学校に設置する附属機関であり、委員に任命された保護者や地域住民の代表が、校長の学校運営基本方針を承認する等の一定の権限と責任を持って、学校運営に参画する制度。学校運営協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールという。

⁵⁷令和４年１２月策定のスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を受け、関係者の連携協働のもと、中学生の多種多様なスポーツ・文化芸術活動への参加機会を確保するための方策と働き方改革を踏まえた部活動の在り方について検討し、新たな地域クラブ活動による持続可能な中学生のスポーツ・文化芸術の環境や体制の構築に向けた計画。

○人権という普遍的文化の創造を目指し、市内 69 小学校区（義務教育学校前期課程校区を含む）を単位として、校区の実情に応じた人権教育・啓発、交流活動の充実を図る。

2-6-④ 人権啓発の支援

○人権文化をすすめる市民運動推進月間や人権週間などの機会を利用し、啓発ビデオ（DVD）を貸し出したり、各学校園及び市内公共施設等の人権ポスターを配付、掲示したりして人権意識の高揚を図る。

2-6-⑤ 地域に学ぶ交流活動の支援

○自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、一人ひとりの人権が尊重され、人と人が心豊かにつながる地域づくりのために、人権学習リーダーを活用し、参加体験型の学習活動や地域活動等を実施する。

○様々な人権問題について学習するための講座を開設し、日常的な人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成する。

2-6-⑥ 教育・研修団体への支援

○様々な人権問題の解決を目的に、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、自治会及び社会教育諸団体（PTA、子ども会等をいう）並びに当該目的に賛同する企業及び各種団体をもって組織する全市的な活動をしている団体と連携し、支援する。

2-6-⑦ 非行防止活動の推進

○青少年の非行や問題行動の未然防止に向けて、補導活動の実施、ネットトラブル対策講座、薬物乱用防止教室の開催、環境浄化活動等に取り組む。

○関係機関と連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成を進める。

2-6-⑧ 地域愛護育成会・健育委員会活動の充実

○地域愛護育成会・健育委員会活動を実施するとともに、少年の主張弁論大会の開催を通して青少年の健全育成を図る。

2-6-⑨ 家庭教育の支援・充実

○子どもの発達段階別に、子育て教室を実施し、子育てやしつけについての学習や保護者同士の情報交換・交流の機会を提供する。

○「父親教室親子ふれあい活動事業」を実施することにより、父親の積極的な子育て参加を目指す。

○全市的な家庭教育講演会を開催することにより、子育て教室等を実施していない学校園の保護者に対しても、家庭教育に関する意識向上を図る機会を提供する。

【政策3 生涯にわたる豊かな学びの推進】

●施策3-1 ●「学びたい」に応える生涯学習の推進

〈施策の目的〉

市民の学びたい想いに応える生涯学習の実現に向け、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、社会教育関連施設の充実や、心豊かでたくましい青少年の育成を目指す。

〈指標〉

指標項目	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
姫路科学館の入館者数（人）	196,288	215,000
0歳から18歳までの人口における図書館利用登録率（%）	18.8	24.1
青少年センター利用者数（人）	25,543	26,000
野外活動施設利用者総数（人）	12,832	13,000

3-1-① 施設の社会教育特性を生かした活動の充実

- 社会教育委員会⁵⁸を通じて、社会教育施設の運営及び事業内容について意見を聴取し、施設の充実への一助とする。
- 姫路ゆかりの研究者等の業績や地域の自然などの科学資源の調査研究を行う。
- 収集した資料を未来に継承し、展示等による公開を進める。
- 自然史コレクションの整理を進め、目録と資料を公開し活用を図る。

3-1-② 科学教育の充実

- サイエンスエキスパート講座や自然系ジュニア学芸員講座では、基礎から応用まで連続した講座を開講することにより、将来につながる科学指向を誘導する。
- 移動科学館・移動天文教室の実施及びプラネタリウムの学習利用を通じて、子どもに多様な学習機会を提供し、科学への興味・関心を育てることができるよう学校の科学教育を補完する。
- 自然学校や体験推進事業、環境体験事業等における効果的・魅力的な学習の実現など姫路科学館の利用促進を図る。

⁵⁸市区町村の教育委員会に設置される合議制の機関で、社会教育に関する計画や施策について専門的に調査審議を行い、意見を述べる役割を担う。社会教育関係者や学識経験者等で構成されている。

3-1-③ 図書館サービスの充実

- 「姫路市子ども読書活動推進計画」⁵⁹に基づき、0歳から18歳の子どもの発達段階に応じた読書力と情報活用能力を育てるための環境整備を行う。
- 資料の充実や人材の育成、保護者への啓発やSNSを活用した広報活動、ボランティアや関係施設との連携を推進する。
- 図書館と学校が連携し、学校への出張おはなし会や児童生徒の図書館見学、団体貸出、学校図書館支援のための講師の派遣を実施するとともに、電子図書館サービスの効果的な活用を図る。

3-1-④ 市民教養講座の充実

- 様々な時代の人々の生き方や、文化、伝統、時代背景などを学ぶことにより、これからの生き方を考え、学ぶ楽しさと潤いのある生活を得るための歴史講座を開催する。
- 政治、社会、文化など様々な視点から現代を学ぶことにより現代社会に対する関心を深めるための現代社会講座を開催する。

3-1-⑤ 放送大学サテライトスペースの利用促進

- 市民の生涯学習意欲に応え、教育力向上に寄与するため、イーグレひめじ地下2階に設置されているサテライトスペースの運営に対し、継続的に支援を行う。

3-1-⑥ 青少年センターの活用

- 青少年が自主的に多様な活動に取り組むとともに、活動を通じて互いの交流を深めることで、協調性や社会性を涵養し、健全な成長に寄与するよう、青少年センターの管理運営及び活用に取り組む。

3-1-⑦ 野外活動の振興と施設の活用

- 野外活動センター及び青少年キャンプ場について、老朽化した建物・設備等を計画的に更新し、ライフサイクルコストの低減や施設の長寿命化を行う。

3-1-⑧ 青少年団体の育成と活動支援

- 青少年教育の振興に資する活動の支援として補助金を交付するとともに、少年団体における指導者に対して、必要な知識などを修得するための研修会を開催する。

⁵⁹国が平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び平成14年に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」並びに兵庫県が策定する「ひょうご子どもの読書活動推進計画」に基づいて策定するもの。令和3年3月策定の「姫路市子ども読書活動推進計画 第4次」では、小・中・高・特別支援学校に配置された学校司書との連携等による学校図書館支援や中高生を対象とした読書推進事業への取り組み等を重点施策として実施している。

●施策３－２●地域に伝わる歴史文化遺産等の保存と活用

〈施策の目的〉

世界文化遺産姫路城をはじめとする多彩な文化財の保存と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化や歴史的文書の継承・活用により、姫路の歴史と文化を守り育てる。

〈指標〉

指標項目	令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
匠の技事業の参加者数（人）	277	280
城郭研究室における市民セミナーに参加し、姫路の歴史や文化に対して興味・関心が高まったと答える参加者の割合（％）	86.0	89.0
文化財施設（三木家・古井家・佐野邸）の入観者数（人）	5,205	6,900
埋蔵文化財センター総利用者数（人）	10,402	12,000

３－２－① 姫路城跡整備基本構想の推進

- 特別史跡のあるべき方向性を示した「特別史跡姫路城跡整備基本構想」⁶⁰、その具体を示した「姫路城保存活用計画」⁶¹に基づき、世界遺産姫路城の保存と活用に取り組む。
- 保存活用計画に基づき、国・県とも連携して現状変更等に係る調整と協議を進め、現状変更等許可申請に対する指導助言を行う。
- 保存活用計画に基づき、観光など関係課と連携しながら、姫路城跡の管理や活用についての指導助言を行うとともに、適切な施設整備検討について調整と協議を進める。
- 世界遺産バッファゾーンの景観保全について、関係課との連携に努める。

３－２－② 姫路城跡石垣の保存整備

- 特別史跡姫路城跡の石垣保存整備は長期的視野に立った適切な保存修理と整備が必要なため、姫路城保存活用計画、姫路城石垣修理計画に基づき、姫路城石垣整備研究会の意見を聞きながら、着実に保存整備を行う。

３－２－③ 石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承

- 姫路城の修復・保存等を行うために、石積みや漆喰塗りなど不可欠な伝統技術である「匠の技」の保存と継承の取組を推進・支援する。

⁶⁰昭和61年4月に策定の「特別史跡姫路城跡基本構想」を改定し、平成20年3月に策定したもの。世界文化遺産姫路城跡を内曲輪、外曲輪及びバッファゾーンに分け、長期的な観点に立って、それぞれのエリアごとに保存継承、景観誘導、文化観光拠点として周辺整備等の考えを示すことで姫路城跡の将来のあるべき姿を示している。

⁶¹世界遺産姫路城の保存継承は、特別史跡だけでなく、国指定建造物の保存活用とともに、周辺整備も欠くことのできない密接不可分な要素であることから、平成25年に策定した「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」及び平成27年に策定した「姫路城中曲輪施設整備方針」を吸収、統合し、「姫路城保存活用計画」に名称を改めた。令和6年度中に策定。

3-2-④ 城郭に関する専門的な調査研究と情報発信

- 主に姫路藩主であった酒井家資料と姫路城修理工事で抽出された建築部材を調査し、姫路藩の政治史や文化、姫路城の建築史的特徴について研究を深める。
- 研究成果は『城郭研究室年報』で公表し、市民対象の講座「城郭市民セミナー」で報告を行う。

3-2-⑤ 文化財の調査と保存・活用

- 市が所有・管理する文化財の環境を良好に保ち、地元住民や来訪者の文化財に対する理解や関心を深め、次世代への保存継承を推進する。
- 市内に伝わる歴史文化遺産の中から、特に重要で保存措置が必要と判断されるものは、姫路市指定文化財に指定し、その保護と継承に努める。
- 市指定文化財については、全国的な価値付けなどを勘案し、国・県指定のものについては、関係機関と検討協議する。
- 地域に伝わる歴史文化遺産については、機会を捉えて調査し、記録整備を進め、地域の保存活動に対して指導助言を行う。
- 築後50年以上経過し、地域の景観に寄与している古民家などの建造物については、指定文化財制度よりも緩やかな保存活用が認められる国の登録文化財制度による登録を進め、所有者による保存継承と活用を促進する。
- 地域に伝わる無形民俗文化財や史跡などの郷土文化財の保存団体が行う文化財保存活動事業を支援し、事業の継続と活性化を促す。

3-2-⑥ 埋蔵文化財の発掘調査

- 国の補助金（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）を活用し、分布調査や試掘・確認調査等を行ったり、市内の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）の内容や規模を確認したりする。

3-2-⑦ 埋蔵文化財センターの充実

- 埋蔵文化財や遺跡への関心を育て理解を深めるため、出土品等の整理や調査研究を進めたり、企画展示、史跡見学会や講演会等を行ったりする。
- 学校教育との連携では、出土遺物等を活用した体験学習用教材を作製し、出前授業を行う。

3-2-⑧ 文化財に関する情報発信

- 市内に伝わる様々な文化財の情報を広く内外に発信し、市民の文化財保護と継承への意識を高めたり、地域文化財の掘り起こしと文化観光への情報提供を行ったりする。
- 街道や陣屋跡など様々なテーマで歴史文化遺産を紹介する冊子「文化財見学シリーズ」、「文化財散策ルートマップ」を紙媒体と電子媒体で発信するとともに、姫路市内の指定文化財一覧（姫路市・兵庫県・国指定）をホームページ等、電子媒体を通じて広く情報発信する。
- 「姫路城公式ガイドブック」「城下古道界限」等の文化財について詳細な内容を記した刊行物を作成し、有償販売を通じて広く情報提供を図る。

3-2-⑨ 文化財散策ルートの整備と活用

- 地域の歴史文化遺産を歩いて見学する際の目安とするため、地区別やテーマ別に「文化財散策ルートマップ」を制作して一般に配布するとともに、現地に地区別の文化財案内板を設置する。
- 地域に伝わる文化財や史跡等の歴史文化遺産を顕彰するとともに、文化財の価値を解説した文化財説明板を設置する。

3-2-⑩ 歴史的・自然的地域資源の保存と活用

- 歴史文化遺産及び日本遺産など広域にわたる文化遺産についても顕彰する。
- 地域の人々への理解と保存継承への意識の啓発のため、歴史的・自然的地域資源の保全と活用を行う。
- 地元自治会などが設置する文化財顕彰サインに対して、その設置費用の一部を助成する。
- 指定文化財（建造物）等を活用し、歴史に触れる講座等を開催する。

3-2-⑪ 古文書類の保存と活用

- 調査・研究の基礎となる古文書など歴史的文書を収集・保存し、市民に向けて、「姫路城アーカイブ」サイトで公開するため、高画質画像データにデジタル化する。
- 市史編さんのために収集・整理した家文書等の史資料を詳細調査し、データベース化を進めることで、歴史的文書（古文書類等）を活用しやすい形で保存整理する。

第5章 計画の推進

計画の推進に当たっては、取組の実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取組へとつなげることが必要です。

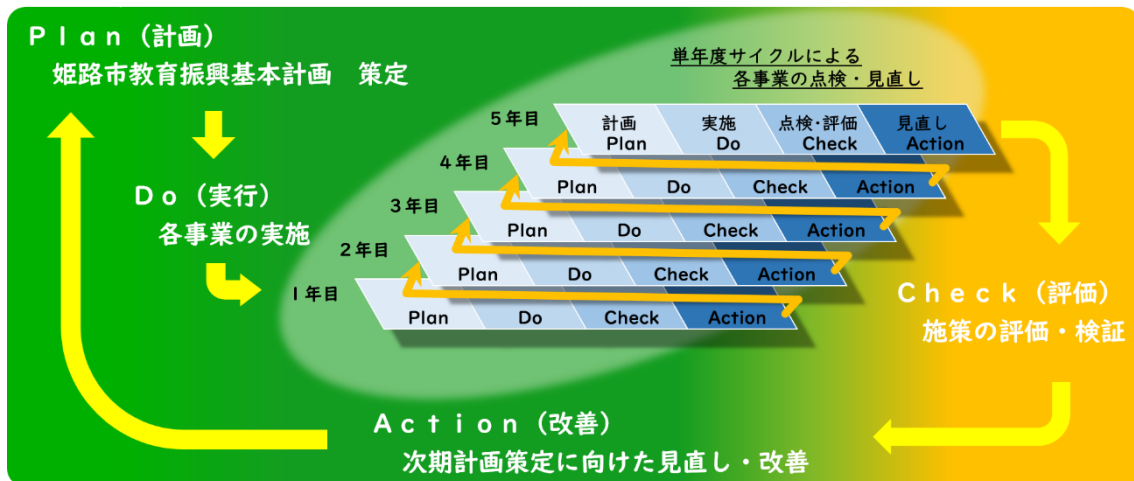
そこで、PDCAサイクル（Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(改善)）により、施策指標や事業評価を用いて本計画について検証し、その結果を次期教育振興基本計画の展開に活用します。

また、5年の計画期間内においても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条⁶³の規定に基づき実施する、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の結果を用いて、単年度のサイクルにより各事業の継続的な点検・見直しを行い、計画の実効性を高めていきます。

なお、その結果は報告書としてまとめ、議会に提出するとともに、市のホームページで公表し、広く周知します。

社会情勢の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、計画のほか、指標についても適宜情勢に応じた必要な見直しを行います。

【計画推進のイメージ】



⁶³教育委員会が、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することを求めている。

〈資料編〉

- 1 第2期「姫路市教育振興基本計画」の検証結果
- 2 こどもアンケート調査結果
- 3 策定関連資料

Ⅰ 第２期「姫路市教育振興基本計画」の検証結果

基本的政策Ⅰ 魅力ある学校教育の推進

政策Ⅰ 魅力ある姫路の教育の推進

施策1-1 「確かな学力」の育成

事業

わかる授業の推進、外国語教育の充実、理数教育の充実

主な取組

- ・わかる授業の推進については、基礎学力の向上を図る短時間学習「ひめじ学びタイム」の実施や、情報の活用及び論理的思考力の育成を目的とする調べる力育成プロジェクトの推進を図った。
- ・外国語教育の充実では、市立高等学校への外国語指導主事助手（ASE）の派遣や、外国語指導助手（ALT）リーダーを任用し、学校訪問を通して、授業改善と研修の充実を図った。また、小学校及び中学校の教科担当者会の連携を進め、動画教材の発信や授業研究等を支援した。
- ・理数教育の充実については、スペシャリストによる特別授業や、観察・実験アシスタントを活用し、子どもたちの興味・関心や知的好奇心を喚起するための体験的な学習活動や探究的な活動を支援した。また、小学校での実験実技等の教員研修を行うなど、魅力ある授業づくりに取り組んだ。

取組の成果と課題

指標では、「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果は、小学生の国語が平均をやや下回っているものの、概ね全国平均程度となっている。また、「学校の勉強はわかると答える児童生徒の割合」は、概ね目標を達成しており、「授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、工夫して発表したと答える児童生徒の割合」や、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできたと答える児童生徒の割合」は目標値を上回っている。

引き続き、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、基礎学力の向上や、探究的な学習を進め、課題を見つけて解決していく力を育むとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等を活用し、創意工夫に富んだ授業づくりに努め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に取り組むことが求められる。

指標項目		2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（全国との比較） 〔小6〕国語		－	－4.0	－2.0	－3.2	全国平均以上
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（全国との比較） 〔小6〕算数		－	－1.0	－1.0	－1.5	全国平均以上
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（全国との比較） 〔中3〕国語		－	－2.0	0.0	－1.8	全国平均以上
「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果（全国との比較） 〔中3〕数学		－	0.0	2.0	0.0	全国平均以上
学校の勉強はわかると答える児童生徒の割合（％）	小学生	91.4	91.6	91.2	90.8	92.5
	中学生	80.0	80.7	79.6	79.3	77.5
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだと答える児童生徒の割合（％）	小学生	79.1	80.8	81.2	81.4	81.5
	中学生	76.3	78.2	77.4	77.5	76.0
授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、工夫して発表したと答える児童生徒の割合（％）	小学生	68.8	70.2	73.0	73.0	68.0
	中学生	54.9	59.9	62.0	64.2	50.0
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできたと答える児童生徒の割合（％）	小学生	76.5	82.6	83.9	83.9	79.0
	中学生	76.7	84.0	84.1	85.5	77.5
授業で、自分で調べたことを整理したりまとめたりしていると答える児童生徒の割合（％）	小学生	81.1	82.2	81.7	81.5	82.5
	中学生	66.7	71.8	71.0	70.9	63.5
【参考】小学校外国語活動指導補助員が派遣されることで、教育効果が高まっていると答える教職員の割合（％）		94.0	94.0	94.9	－	100.0
【参考】算数・数学の授業の内容はわかると答える児童生徒の割合（％）	小学生	－	84.5	79.8	80.4	83.0
	中学生	－	73.8	71.4	68.5	68.0

施策1-2 「豊かな心」の育成

事業

道徳教育の推進、人権教育の推進、体験活動の充実、文化活動の充実、姉妹都市との交流

主な取組

- ・道徳教育の推進については、学校授業について訪問指導等による支援を行い、教材研究や授業実践、事後検討会を充実させた。
- ・人権教育の推進については、教員への人権教育研修会の実施や、いじめ防止のための学習会への講師派遣、児童生徒への

いじめ防止リーフレットの配付を行った。

- ・体験活動の充実では、自然環境や人間的触れ合いに加え、集団活動や仕事の体験など、子どもたちの豊かな感性を育む活動を実施した。
- ・文化活動の充実については、伝統、歴史、芸術等に親しむための体験活動として、能や箏などの体験学習や演奏会、書写展の開催などを充実させた。
- ・姉妹都市との交流については、中学生については、令和3年度以降は、国内の姉妹都市とオンラインで交流を行い、市の魅力を伝え合ったり、同じテーマについて発表し合ったり、互いの良さを認め合う活動を実施した。高校生については、令和5年度から海外姉妹都市と相互派遣を行い、体験や事後報告を通じて、生徒同士の異文化理解の促進を図った。

取組の成果と課題

指標では、「自分には良いところがあると思うと答える児童生徒の割合」は、令和5年度は令和2年度に比べて、小中学生とも増加しているが、小学生では目標値をやや下回っている。「人が困っているときは、進んで助けていると答える児童生徒の割合」は、小学生は目標値を上回っているものの、中学生は令和3年度から徐々に下がり、目標値を下回っている。「学校や地域でいろいろな人とかかわりをもつことは、大切なことだと思うと答える児童生徒の割合」は目標値に届いていないものの、高い割合を示している。

新型コロナウイルス感染症の拡大時には、多くの直接的な体験活動や行事などが中止となり、子どもたちが多様な他者と関わりを持つ機会が減少したことから、改めて体験活動の重要性が認識された。今後も、体験活動を通じて、他者や社会との関わりやふるさと意識を醸成する取組を行っていく。また、教育活動全体を通して、子どもたちの豊かな情操や道徳性を養うため、子どもの心に響く授業づくりや、いじめを生まない土壌づくりを行うことが求められる。

指標項目		2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
自分にはよいところがあると思うと答える児童生徒の割合（％）	小学生	75.4	75.3	76.6	77.7	80.0
	中学生	73.1	72.3	73.8	76.3	75.0
人が困っているときは、進んで助けていると答える児童生徒の割合（％）	小学生	－	88.6	90.3	91.7	90.0
	中学生	－	89.9	89.4	88.8	90.0
学校や地域でいろいろな人とかかわりをもつことは、大切なことだと思うと答える児童生徒の割合（％）		94.1	94.0	94.3	94.5	96.0
【参考】姉妹都市中学生合宿交歓会の内容に満足している生徒の割合（％）		－	100.0	97.0	100.0	100.0

施策1－3 「健やかな体」の育成

事業

学校体育の充実、学校保健の充実、食育の推進

主な取組

- ・学校体育の充実については、体力・運動能力の向上を図るため、各校独自の体力向上1校1実践運動に取り組んだ。
- ・学校保健の充実については、健康診断の適切な実施とともに、親子歯みがき教室の開催や肥満児対策事業により、家庭等との連携を図り、日常生活から健康教育の充実を図った。
- ・食育の推進については、学校給食の活用とともに、米や野菜作りの体験学習や、手作り朝ごはんコンテストを実施するなど、学校教育活動全体を通して、食育の推進を図った。

取組の成果と課題

指標では、「運動やスポーツをすることは好きと答える児童生徒の割合」は全国平均より高いが、令和2年度から令和5年度にかけて大きな変化は見られなかった。しかし、小中学生ともに「新体力テストにおける体力合計点」は全国との比較では、マイナスとなっており、体力の向上や健康の保持増進に引き続き取り組むことが求められる。また、生徒の豊かなスポーツ・芸術環境を確保するため、学校や地域と連携・協働しながら、学校部活動の地域移行に取り組み、持続可能な活動環境を整備することが求められる。

「健康教育を意識した指導に取り組んだと答える教職員の割合」は、令和2年度よりやや減少していることや、「健康（睡眠・食事・運動）に気をつけて生活していると答える児童生徒の割合」がほぼ横ばいであることから、保健管理の充実や、小中9年間を見通した総合的な健康教育の実践に向けた体制づくりなどが求められる。

食育の推進では、朝食の大切さの指導をはじめ学校給食の機会を活用し、地産地消の意識付けや食育の推進を向上させることが求められる。

指標項目		2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
運動やスポーツをすることは好きと答える児童生徒の割合（％）	小学生	85.7	85.5	85.2	85.2	90.0
	中学生	81.5	81.1	81.7	81.8	85.0
新体カテストにおける体力合計点（全国との比較）〔小5〕	男子	-	-1.6	-3.5	-2.8	全国平均以上
	女子	-	-3.3	-4.1	-4.0	全国平均以上
新体カテストにおける体力合計点（全国との比較）〔中2〕	男子	-	-3.5	-0.2	-2.5	全国平均以上
	女子	-	-2.4	-2.8	-2.6	全国平均以上
健康教育を意識した指導に取り組んだと答える教職員の割合（％）		84.9	85.2	80.9	82.0	87.8
健康（睡眠・食事・運動）に気をつけて生活していると答える児童生徒の割合（％）		80.9	80.8	80.0	80.9	82.9
【参考】朝食を毎日食べている児童生徒の割合（％）	小6	-	91.7	93.4	92.9	96.0
	中3	-	93.2	90.7	90.4	93.5

施策1-4 異校種間連携の強化

事業

校種を越えた理念の共有・連携の推進、小中一貫教育の推進

主な取組

- ・校種を越えた理念の共有・連携の推進では、就学前から高等学校までの子どもの育ちと学びのつながりを重視し、保幼小連携活動や、小高連携、オープンハイスクールなど、教員だけでなく、子ども同士の交流活動を行った。
- ・小中一貫教育の推進では、「姫路市小中一貫教育つながりカリキュラム（ブランドカリキュラム作成の手引書）」をもとに、9年間を見通した教育や、学校や地域の実態に応じたブロックごとのブランドカリキュラムを作成し、実施している。また、小中一貫教育推進担当者会を開催し、各校の実践内容の発表を行うなど、取組の更なる充実を図っている。令和2年度には義務教育学校として豊富小中学校を開校した。

取組の成果と課題

指標のとおり、「学年や校種の枠を越えて、連携を図ろうとしていると答える教職員の割合」と「授業力向上に向けて、小中一貫教育の視点をもち、つながりのある指導を重視した授業改善が図れていると答える教職員の割合」は、共に目標値には及ばなかったが、徐々に増加しており、異校種間の連携や、小中一貫教育の実践が概ね順調に進んでいると言える。

引き続き、異校種間での育ちや学びのつながりを意識した連携を図るとともに、各中学校ブロックのブランドカリキュラムの実践の積み上げや改善を行うことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
学年や校種の枠を越えて、連携を図ろうとしていると答える教職員の割合（％）	84.3	85.6	85.9	86.9	90.0
授業力向上に向けて、小中一貫教育の視点をもち、つながりのある指導を重視した授業改善が図れていると答える教職員の割合（％）	66.1	71.7	71.4	74.2	75.0

施策1-5 就学前教育の推進

事業

市立幼稚園における教育の充実、就学前教育施設等との連携の推進、幼稚園における子育て支援機能の強化

主な取組

- ・市立幼稚園における教育の充実については、「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」を策定し、市立幼稚園における3歳児保育を新たに2園で開始し、合わせて10園で実施している。
- ・就学前教育施設等との連携の推進では、就学前施設から小学校への円滑な接続を図るため、カリキュラムの活用や、公立私立合同の就学前教育研修、小学校をリーダーとした小学校区単位の連絡会を開催した。
- ・幼稚園における子育て支援機能の強化については、全園で、オープンスクール、園庭開放、未就園児親子の幼稚園招待などを実施し、幼稚園教育の公開や、地域での子育て相談、情報提供を行った。

取組の成果と課題

指標では、「直接体験を重視した教育を行い、幼児の好奇心・探究心が十分育ったと答える幼稚園の割合」は目標値を下回った。また、「市立幼稚園が小学校と連携した回数の平均値」は目標値には達しなかったものの、順調に増加している。今後も公私間での連携や小学校との接続に継続して取り組むとともに、地域の幼稚園として、子育て支援機能の強化に努めていくことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
直接体験を重視した教育を行い、幼児の好奇心・探究心が十分育ったと答える幼稚園の割合（％）	42.9	58.8	63.6	62.5	64.8
市立幼稚園が小学校と連携した回数の平均値（回）	3.7	1.5	5.5	11.4	13.4
【参考】未就園児親子への幼稚園招待及び園庭開放参加者数（人）	3,759	4,078	5,419	4,908	6,000

施策１－６ 特別支援教育の推進	
事業	
就学前相談・就学指導の充実、特別支援教育の充実、書写養護学校の充実、特別支援学級の充実	
主な取組	
・就学前相談・就学指導の充実については、早期からの教育相談に努めるとともに、保護者から申請がある場合に、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うための連携支援ファイルを作成し、就学先及び在籍校等に引き継ぐことで、一貫した教育支援の充実を図った。 ・特別支援教育の充実については、交流及び共同学習や、通級による指導教室の活用を図るとともに、「姫路市立学校園医療的ケアシステムガイドライン」を策定し、令和4年度から対象の幼児児童生徒がいる地域の学校園に看護師を派遣するなど、安心して学べる環境の確保に努めている。 ・書写養護学校の充実については、日常的な医療的ケアの充実を図るため、看護師の増員を行うとともに、教員への専門的知識・技術の向上のための研修を実施した。また、令和2年度、高岡病院内に分教室を開設したほか、令和4年度にはスクールバスに乗車できない児童生徒に対し、看護師同乗の介護タクシーによる通学支援を実施した。さらに、副次的な学籍の導入に伴う居住地域の児童生徒との交流を行った。 ・特別支援学級の充実については、教育支援の実施、特別支援教育支援員やプール介助員の配置を行うなど、子どもの教育的ニーズに応じた指導支援を行った。	
取組の成果と課題	
指標では、「特別支援推進事業、教育支援（連携支援・地域支援）によって、児童生徒の不安・不適応が軽減されるなどの効果があったと答える教職員の割合」は、目標値を上回っている。また、「特別支援学校や特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習、居住地校交流を通じて、障害のある児童生徒の理解がよく深まったと答える教職員の割合」も目標値に概ね達している。 今後も、教育相談や校内外の支援体制の整備、関係機関との連携の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応する基礎的環境の整備を進めることが求められる。また、共生社会の実現に向けて、交流及び共同学習など、児童生徒相互の理解を深める取組を進めていくことが求められる。	

指標項目		2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
特別支援推進事業、教育支援（連携支援・地域支援）によって、児童生徒の不安・不適応が軽減されるなどの効果があったと答える教職員の割合（％）	小学校	79.9	95.1	96.7	96.2	87.5
	中学校	66.1	86.0	84.2	87.5	80.5
特別支援学校や特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習、居住地校交流を通じて、障害のある児童生徒の理解がよく深まったと答える教職員の割合（％）	小学校	78.5	84.1	85.9	85.4	85.1
	中学校	62.4	71.3	71.0	76.0	76.6

施策１－７ 特色ある教育の推進	
事業	
カリキュラム・マネジメントの推進、キャリア教育の推進、国際理解教育の推進、環境教育の推進、防災教育の推進、郷土教育の推進、消費者教育の推進、特色ある高等学校づくりの推進、外部人材等の活用	
主な取組	
・カリキュラム・マネジメントの推進については、ほとんどの学校で地域の人的・物的資源を活用した教育活動を実施し、充実を図った。 ・キャリア教育の推進については、職場体験・ボランティア活動、キャリアノート等の作成により、社会的自立等に必要な能力や態度の育成を図った。 ・国際理解教育の推進については、海外姉妹都市への相互派遣や外国語指導助手（ＡＬＴ）等の配置による語学力等の向上や異文化理解の推進などグローバル人材の育成を図った。 ・環境教育の推進については、全ての小学校・義務教育学校3年生が地域の自然環境や地球全体の環境問題等を学び、持続可能な社会の構築に向けた主体的な行動力の育成を図った。 ・防災教育の推進については、防災教育の指導力向上を図るため、講習会等を実施するとともに、各学校園で定期的な防災訓練を実施した。	

- ・郷土教育の推進については、ふるさとや地域社会への理解を深め、誇りと愛情を育むことをねらいとし、地域の自然や歴史、文化などを題材とした地域学習資料を作成し、活用促進を図った。
- ・消費者教育の推進については、成年年齢引き下げ等も踏まえ、外部人材も活用しながら、学校教育活動全体を通して、自立した消費者の育成を図った。
- ・特色ある高等学校づくりの推進については、市立3高等学校において、専門学科やコースを中心に、探究活動を取り入れた教育内容の充実を図った。また、市立高等学校の再編に伴うカリキュラム・マネジメントを進めた。
- ・外部人材等の活用については、地域や企業等と連携し、専門家による体験活動や講座を実施するなど、特色ある学校園づくりを図った。

取組の成果と課題

指標では、「授業や担当業務において、学校内外の人的・物的資源を計画的に活用していると答える教職員の割合」、「地域や社会をよくするために、何をすべきか考えることがあると答える児童生徒の割合」は、目標値に達していた。一方で、「将来の夢や目標を持っていると答える生徒の割合」や「今住んでいる地域の行事に参加していると答える児童生徒の割合」は、全国や県内の平均を上回っているものの、令和3年度に比べると令和5年度は減少している。

引き続き、体験活動やキャリアノート等を通じて、生徒一人ひとりが自己の特性や能力を見つめ、主体的なキャリア形成を図る取組を推進することが求められる。

指標項目		2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
授業や担当業務において、学校内外の人的・物的資源を計画的に活用していると答える教職員の割合（％）		69.6	72.1	72.9	77.1	73.0
将来の夢や目標を持っていると答える生徒の割合（％）		－	68.3	75.4	66.9	75.0
ALT(外国語指導助手)と英語や外国の文化を勉強するのは楽しいと答える児童生徒の割合（％）		80.7	79.1	80.1	79.6	85.0
【参考】環境体験事業後に野外での活動に興味を持った児童の割合（％）		87.1	85.8	87.5	86.3	90.0
【参考】給付件数による学校災害発生率（％）		6.0	7.2	7.3	7.7	7.5
地域や社会をよくするために、何をすべきか考えることがあると答える児童生徒の割合（％）		70.8	74.6	73.9	73.8	70.0
今住んでいる地域の行事に参加していると答える児童生徒の割合（％）	小6	－	70.1	63.7	68.4	81.0
	中3	－	61.8	56.0	54.6	66.0
【参考】消費者教育の視点を取り入れた学校教育活動（教科、総合、道徳、特活等）を実践しましたか。		52.2	56.3	91.4	93.4	58.0

施策1－8 生徒指導の推進

事業

心の通い合う生徒指導の推進、啓発活動の推進、教育相談事業の充実

主な取組

- ・心の通い合う生徒指導の推進については、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導力の向上を図るためのカウンセリング・マインド等の研修の実施や、学校の課題などを共有し、いじめや問題行動の未然防止を図るため、生徒指導担当者等で指導主事による助言等を行った。また、児童生徒の自己有用感や自尊感情を高めるため、全ての学校でライフスキル教育を実施した。
- ・啓発活動の推進については、市内すべての中学校ブロックにおいて、児童会や生徒会が中心となり、いじめの予防につながる仲間づくり運動やいじめ撲滅運動を実施した。
- ・教育相談事業の充実については、学校内の居場所づくりとしてメンタルスクエアの設置を順次実施した。また、相談体制においても、教職員に加えて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を図った。学校外での居場所づくりとして、適応教室を開催するとともに、教育相談窓口を設置し、いじめや不登校、発達における悩み等、様々な相談に一元的に対応した。

取組の成果と課題

指標では、「学校に、何でも相談できる先生がいると答える児童生徒の割合」は概ね目標を達成している。また、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと答える児童生徒の割合」は目標値である100%には届いていないが、96%を上回る高い割合となっている。一方、不登校児童生徒数は令和2年度に比べて増加していることや、いじめや問題行動、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く様々な課題は山積しており、学校内外ともに相談件数が増加している。

今後も、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、児童生徒等の持つ課題に寄り添いながら、適切な指導や支援を行うことが求められる。

指標項目		2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
学校に、何でも相談できる先生がいると答える児童生徒の割合（％）	小学生	65.0	67.5	67.9	68.3	65.5
	中学生	58.8	56.4	57.0	58.4	59.0
いじめはどんな理由があってもいけないことだと答える児童生徒の割合（％）〔小学校6年生・中学校3年生〕		-	96.6	96.5	96.3	100.0
【参考】SC、SSWや育成支援課の相談事業が、悩みを抱える児童生徒の支援につながっていると答える担当者の割合（％）		97.1	100.0	100.0	100.0	75.0

施策１－９ 教職員の指導力等向上の推進

事業

校園内研修の支援、校園外研修の充実、教育課題に対する調査・研究、教育情報の収集及び発信、教材教具利活用の支援

主な取組

- ・校園内研修の支援については、授業力の向上等を図るため、兵庫教育大学と連携し、大学教員を学校園に派遣するとともに、各学校園のニーズに応じたスペシャリストによる研修等を実施した。また、教育実践研究を行う学校に対する助成を行った。
- ・校園外研修の充実については、教職経験年数や職能に応じて体系化し、教育現場で求められる教職員の資質・能力を総合的に高めるため、職能研修等、研修ニーズに応じた実践的な研修を系統的に実施した。
- ・教育課題に対する調査・研究については、今日的な教育課題の解決に向けた継続的で実証的な研究を推進している。令和2年度からは「ＩＣＴを活用した新しい時代の学び」をテーマに研究を行い、その成果を様々な機会を通して広く学校園に発信した。
- ・教育情報の収集及び発信については、教育書籍等を効果的に教職員が活用できるよう資料の収集、貸出を行うとともに、教職員や保護者、市民向けの教育情報交流展「姫路きょういくメッセ」を開催した。
- ・教材教具利活用の支援については、教職員による自作教材教具やＩＣＴ活用アイデアを展示した。また、ＩＣＴに関する研修や相談会を実施し、教職員の授業力向上に向けて支援した。

取組の成果と課題

指標では、「資質・能力の向上に対する研修企画の有効度」は、概ね目標を達成している。また、「姫路きょういくメッセが、本市教育への理解を深める機会となったと答える市民及び教職員の割合」は、98.6%だった。

今後も、職能に応じた知識、指導力等を高めるため、教育情報や研究成果の発信を行うとともに、教員が研修に主体的に取り組み、高い効果が得られるよう支援していくことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
【参考】教育研究支援事業（スペシャリスト派遣事業、教育研究実践助成等）が、校園内研修に効果があったと答えた学校の割合（％）	92.0	81.0	92.1	92.2	90.0
資質・能力の向上に対する研修企画の有効度 ※研修受講者による４段階評価の平均値	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8
姫路きょういくメッセが、本市教育への理解を深める機会となったと答える市民及び教職員の割合（％）	94.5	98.3	99.2	98.6	98.5

政策 2 子供の学びを支える教育環境整備の推進

施策 2-1 子供が安心して学べる環境づくりの推進

事業

安全対策の推進、学校給食の充実、外国人児童生徒等多様な教育ニーズに対する受入れ体制の整備、就学のための援助・奨励、離島高校生への修学支援、働き方改革の推進

主な取組

- ・安全対策の推進では、通学路の危険個所の調査・確認を行った。また、学校災害対応マニュアルの更新や安全講習会を実施し、教職員の指導力向上を図った。
- ・学校給食の充実については、市立全小中学校等での全員給食を実現し、教職員の業務負担を軽減することで児童生徒と向き合う時間を確保することを目的に給食費を公会計へと移行するとともに第3子以降の無償化を開始した。また、「生きた教材」として、姫路市産の食材の積極的な使用や、献立に郷土料理を取り入れるなど、食育の充実にも取り組んだ。
- ・外国人児童生徒等多様な教育ニーズに対する受入れ体制の整備については、日本語指導を必要とする児童生徒が増加し、居住校区の分散化や多言語化が進んでいることから、バイリンガル支援員の学校派遣回数の増加や、教員の指導力向上に係る研修の実施など、多文化共生教育の充実を図るとともに、受け入れ体制の整備に努めている。また、国籍等を問わず、義務教育の未修了のまま学齢期を超過した人などに就学の機会を提供するため、令和5年度に夜間中学「姫路市立あかつき中学校」を開校した。
- ・就学のための援助・奨励については、対象となる小中学校の児童生徒の保護者に就学援助等を行った。
- ・離島高校生への修学支援については、高等学校が設置されていない離島に居住し、島外の高等学校に通う生徒と同居する保護者に修学支援を行った。
- ・働き方改革の推進については、教職員が児童生徒とじっくり向き合う時間を確保するなど、教育の質の向上を図るため、ICTを活用した校務・業務の効率化を図るとともに、スクール・サポート・スタッフの配置による教員の業務量の負担軽減などに取り組んだ。

取組の成果と課題

指標では、「児童生徒が、安全な学校生活を送ることができていると思うと答える教職員の割合」はおよそ90%となつてはいるものの目標値には届いておらず、引き続き各校の安全対策を充実していくことが求められている。

「外国人児童生徒に対する支援員の派遣により、日本語指導を必要としている児童生徒に対して教育効果が高まっていると答える学校の割合」は97.4%となった。

「定時退勤日」の週1回完全実施校の割合」は、目標値を高く掲げ、強力で推進した。しかしながら突発的な事案やクレーム等の即時対応を要することがあるため、42.5%となった。ただし月1回の「全市一斉定時退勤日」の完全実施率は97.1%であった。働きやすい職場環境づくりに向けて、取組に一定の効果があつた。引き続き、超過勤務時間等の課題を解消するため、部活動改革等、さらなる取組を進めていくことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
児童生徒が、安全な学校生活を送ることができていると思うと答える教職員の割合（%）	87.6	90.2	88.6	89.1	100.0
【参考】中学校全員給食実施校数（校）	23	35	35	35	35
【参考】学校給食における野菜使用割合（%）	28.8	24.1	17.7	11.7	60.0
外国人児童生徒に対する支援員の派遣により、日本語指導を必要としている児童生徒に対して教育効果が高まっていると答える学校の割合（%）	96.7	95.5	100.0	97.4	100.0
「定時退勤日」の週1回完全実施校の割合（%）	26.7	39.0	30.8	42.5	100.0

施策 2-2 充実した学校教育環境の整備

事業

教育の情報化の推進、学校規模・配置の適正化、市立幼稚園の在り方の検討、魅力ある学校図書館づくり、園舎・校舎等の改修の推進

主な取組

- ・教育の情報化の推進については、1人1台の学習者用端末の整備と共に、デジタル教科書の全ての学校での導入を進め、教職員のICT利活用を支援するため、ICT支援員の定期訪問を実施するなど、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組んだ。
- ・学校規模・配置の適正化については、姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、特に小規模及び大規模の小学校を含む中学校区での地域説明会を実施した。その後、順次、学校地域協議会を設置し、児童生徒にとって望ましい教育環境とするための取組方策について協議を行った。
- ・市立幼稚園の在り方の検討では、令和3年7月に策定した「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」に基づき、本市

の就学前教育・保育施設全体で教育・保育ニーズを支えていく観点から、市立幼稚園4園の統合閉園による集約化を進めるとともに、新たに2園で3歳児保育を開始した。

- 魅力ある学校図書館づくりについては、全学校に学校司書を派遣できる体制を整備し、蔵書の充実や子どもの調べ学習への支援を進めるなど、読書環境の整備に取り組んだ。
- 園舎・校舎等の改修の推進については、多様化する教育内容、施設の老朽化、生活環境の向上に対応するため、順次、大規模改修やトイレの洋式化等を進めた。

取組の成果と課題

指標では、「ICT機器を活用した授業や学びの支援を行っている」と答える教員の割合は、小中学校共に目標値に概ね到達している。「学習者用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」は、小中学校において1人1台の学習者用端末の前倒しによる整備を行い、令和2年度に達成した。個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実を図るため、引き続き、教職員への支援や教育のDX化に向けて整備を進めていくことが求められている。

学校規模・配置の適正化については、子どもにとって望ましい教育環境の実現に向けて、少子化の進行に対応した取組を行う必要がある。市立幼稚園についても、引き続き、集団の規模や教育・保育ニーズを見極めながら、施設等の集約を図っていくことが求められる。

「学校の図書館の本を使って学習したと答える児童生徒の割合」は小中学校とともに、令和5年度は、令和2年度よりも低くなった。その要因の一端には、学習者用端末の活用が広がっていることがあげられる。今後も、学校司書と教員が連携しながら、子どもが書籍とデジタル情報を効果的に活用できるよう、学校図書館の充実に取り組むことが求められる。

指標項目		2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
ICT機器を活用した授業や学びの支援を行っている と答える教員の割合（％）	小学生	89.4	91.5	92.7	91.2	92.4
	中学生	80.0	83.2	82.7	87.1	86.0
学習者用コンピュータ1台当たりの児童生徒数（人）	小学生	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	中学生	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
学校の図書館の本を使って学習したと答える児童生徒の 割合（％）	小学生	71.7	66.9	65.9	67.0	73.6
	中学生	22.8	21.8	21.1	21.2	24.0
【参考】市立小・中学校校舎等の改修・改築数（校舎・屋内運動場）（校）		29	38	37	3	12

施策2-3 学校と地域等の協働体制の構築

事業

地域住民による学校運営参画の推進、学校評価の推進、地域連携・協働活動の推進、学校サポート・スクラムチームの活用、スクールヘルパー制度の充実

主な取組

- ・地域住民による学校運営参画の推進については、学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、学校運営や教育活動について学校、地域、家庭の三者による協議や協働を行うなど、地域に根差した特色ある学校づくりに取り組んだ。
- ・学校評価の推進については、学校の自己評価や学校関係者評価を行い、結果に基づく運営改善に取り組んだ。
- ・地域連携・協働活動の推進については、学校の教育活動に地域住民から様々な支援を受けている。特に義務教育学校では、CSコーディネーターによる地域住民と学校の協働のコーディネートや広報を行うなど、連携の推進を図った。
- ・学校サポート・スクラムチームの活用については、生徒指導上の事案やいじめなどの案件に適切に対応し、早期の解決を図るため、関係機関や専門家がチームとなり、中立的・専門的な助言を学校に行った。
- ・スクールヘルパー制度の充実については、地域住民や保護者の協力により、学校内への不審者侵入を抑止し、学校における子どもの安全確保を図った。

取組の成果と課題

指標では、「学習支援や安心・安全の確保につながる取組など、地域の子どものために、保護者や地域住民と学校が連携・協働した活動を行っている」と答える教職員の割合は、目標値には到達しなかったが令和5年度は、令和2年度から比べると割合が増えている。今後も、地域や専門機関等との連携・協働を進め、社会全体で子どもを見守り、育てる体制を作っていくことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
【参考】ブロック（学校）で、目指す子供像を保護者や、地域住民と共有していると思うと答える教職員の割合（％）	61.0	65.1	69.1	70.2	70.0
学習支援や安心・安全の確保につながる取組など、地域の子供のために、保護者や地域住民と学校が連携・協働した活動を行っている と答える教職員の割合（％）	75.9	78.8	78.4	81.9	85.4
【参考】不審者侵入による学校災害発生件数（件）	0	0	0	0	0

基本的政策２ いきいきとした生涯学習社会の実現

政策３ ライフステージに応じた生涯学習の振興

施策３－１ 生涯学習支援体制の充実

事業

生涯学習関連施設の整備

主な取組

日本城郭研究センターの老朽化に対応するため、電気設備・空調設備の改修、開架室照明のLED化、トイレの洋式化・ドライ化等、中規模改修を実施した。

取組の成果と課題

市民の利用環境が改修により向上した。今後も、整備の必要な箇所について随時対応していくことが求められる。

※生涯学習情報の提供、公民館活動のリーダー育成、生涯学習関連施設の整備は、市長部局に移管した事業のため、掲載をしていない。移管前の事業の取組内容や実績は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において公表している。

施策３－２ 多様な学習機会の充実

事業

施設の社会教育特性を生かした活動の充実、科学教育の充実、図書館サービスの充実、市民教養講座の充実、放送大学サテライトスペースの利用促進

主な取組

- ・施設の社会教育特性を生かした活動の充実については、姫路科学館において、地域の自然等の調査研究を推進し、それらの展示を行うとともに、ものづくりへのチャレンジや楽しさを感じてもらえるよう、2足歩行ロボットの競技会（姫路ロボ・チャレンジ）やゴム・ワングランプリを開催した。
- ・科学教育の充実については、自然系ジュニア学芸員講座や姫路少年少女発明クラブ等、1年間を通して、自ら考える、調べる講座や、プラネタリウムの学校利用等、科学への興味・関心を育てる取組を実施した。
- ・図書館サービスの充実については、電子図書館の整備を行うとともに、医療関連図書の充実や地域の活性化を図るためのビジネス関連情報資料の充実に努めた。また、「姫路市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童図書の充実や子ども向け行事を実施している。学校への支援事業としては、おはなし会の学校開催や見学の受入れ、団体貸出等を実施した。
- ・市民教養講座の充実については、日本の歴史について、時代背景や文化、多彩なテーマで学ぶ歴史講座と、政治、社会等を主軸として、近代、現代を学ぶ現代社会講座を開催した。
- ・放送大学サテライトスペースの利用促進については、市民の生涯学習意欲に応じるための、あらゆる年齢層の人が幅広い分野を学ぶことができる放送大学の運営支援を行った。

取組の成果と課題

指標では、「姫路科学館の入館者数」は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けたが、徐々に入館者も回復している。引き続き、科学への興味・関心を育てることができるよう、学校とも連携しながら、子どもに多様な学習機会を提供することが求められる。「児童人口（0～12歳）1人当たりの児童書貸出冊数」では、目標値には届かなかったが、令和2年度から徐々に割合は増加している。

今後も、就学前の子どもを持つ保護者や不読率が課題となっている高校生を対象とした事業を実施する必要がある。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
姫路科学館の入館者数（人）	88,009	136,510	189,919	196,288	230,000
【参考】姫路ロボ・チャレンジ、ゴム・ワン グランプリの参加者数(人)	0	99	1,317	794	7,500
【参考】移動科学館、移動天文教室の実施回数（回）	3	2	4	7	30
【参考】プラネタリウムの学習利用校数（校）	57	34	83	83	90
児童人口（0～12歳）1人当たりの児童書貸出冊数（冊）	8.8	10.8	11.9	11.8	12.5
【参考】市民教養講座受講者数（人）	－	1,877	1,783	1,853	1,950
【参考】放送大学サテライトスペース在籍者数（人）	623	604	587	607	620

※公民館活動の充実、施設の社会教育特性を生かした活動の充実、国内姉妹都市との交流の推進は、市長部局に移管した事業のため、掲載をしていない。移管前の事業の取組内容や実績は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において公表している。

施策３－３ 人権教育の推進

事業

校区人権教育・啓発の推進、住民交流学習の推進、教育・研修団体への支援、市民啓発の支援

主な取組

- ・校区人権教育・啓発の推進では、小学校区ごとに選出された指導員を中心に子どもから大人まで、ライフステージに応じた人権教育・啓発、交流活動を行った。
- ・住民交流学習の推進では、人権啓発交流推進事業を実施し、地域の歴史、文化、史跡、伝統産業等の調査研究活動や人権文化を発信する活動を行った。
- ・教育・研修団体への支援では、姫路市人権・同和教育研究協議会が行う「姫路市人権・同和教育研究大会」の運営支援を行った。
- ・市民啓発の支援では、啓発資料として、人権標語や人権ポスター等の作成や配付、映画やＤＶＤの貸出を行った。

取組の成果と課題

指標では、「校区人権教育学習会に参加してよかったと答える参加者の割合」は、約 80%である。人権への意識は日常の中から養われるもののため、引き続き、継続的な啓発や様々な人権課題について学習する機会を提供することが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
校区人権教育学習会に参加してよかったと答える参加者の割合（%）	88.0	79.4	77.3	79.8	85.0
【参考】様々な人権課題に関心を持ち、人権課題の解決に向け意欲を示す住民交流学習講座生の割合（%）	83.6	80.4	78.9	75.8	75.0
【参考】人権課題の理解並びに人権意識の高揚につながったと考える姫同教研究大会参加者の割合（%）	93.2	95.5	91.1	86.9	90.0
【参考】啓発資料の活用により、人権課題の理解並びに人権意識の高揚につながったと考える利用者の割合（%）	87.6	87.3	90.8	93.3	92.0

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

施策4-1 家庭や地域における教育力向上への支援

事業

子育て教室の充実、家庭教育に関する学習機会の充実

主な取組

- ・子育て教室の充実については、学校園において、子育てやしつけについての学習機会や情報交換、保護者同士の交流の機会を提供した。また、父親教室では、親子で参加する事業を実施し、父親の積極的な子育て参加を支援した。
- ・家庭教育に関する学習機会の充実については、学校園の参観日等と合わせた家庭教育講演会のほか、姫路きょういくメッセに合わせた全市的な講演会を実施した。

取組の成果と課題

指標では、「子育て学習への保護者参加者数」は目標値を達成したが、「家庭教育講演会実施校数」は減少していることが課題である。これからも保護者が参加しやすい機会を検討し、家庭教育に関する意識向上を図る機会を提供していくことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
子育て学習への保護者参加者数（人）	2,889	3,770	4,884	3,260	2,773
【参考】家庭教育講演会実施校数（校）	3	1	5	6	20

施策4-2 青少年の交流と活動の促進

事業

青少年センターの活用、野外活動の振興と施設の活用、青少年団体の育成と活動支援

主な取組

- ・青少年センターの活用については、青少年の自主的な活動や交流のためのセンター運営等の支援を行った。
- ・野外活動の振興と施設の活用については、野外活動センター及びキャンプ場の老朽化に伴い、2施設を順次廃止した。
- ・青少年団体の育成と活動支援については、青少年教育の振興に資すると認めた社会教育団体3団体に対して、補助金を交付し、支援した。また、青少年団体指導者に対し、地域の子どもと円滑に活動するための研修会を実施した。

取組の成果と課題

指標では、「青少年センター利用者数」及び「野外活動施設利用者総数」は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けたが、年度ごとに徐々に増加している。今後も、少子化等の社会状況の変化を踏まえながら、子どもの健全な成長に資する活動支援を実施していくことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
青少年センター利用者数（人）	14,764	18,610	21,465	25,543	28,000
野外活動施設利用者総数（人）	2,614	5,769	22,049	12,832	25,000
【参考】少年団体指導者研修会参加者数（人）	-	-	56	52	70

施策4-3 地域で見守る健全育成活動の推進

事業

青少年問題に関する啓発活動の推進、地域愛護育成会・健育委員会活動の充実、青少年健全育成市民大会の開催、非行防止活動の推進

主な取組

- ・青少年問題に関する啓発活動の推進については、姫路市青少年問題協議会等と連携し、啓発活動を実施するとともに、啓発に係るポスターを作成し、学校等の関係機関に配布した。
- ・地域愛護育成会・健育委員会活動の充実については、中学生による「少年の主張弁論大会」を開催するとともに、健全育成・啓発・環境浄化・安全対策等の地域ぐるみの活動を実施した。
- ・青少年健全育成市民大会の開催については、事業の見直しを行い廃止した。青少年団体の永年指導者及び青少年育成者に対し、功績を称え、感謝状を贈呈した。
- ・非行防止活動の推進については、青少年の健全な育成のため、補導活動の実施とともに、非行防止啓発活動として、専門家によるネットトラブル対策講座や、薬物乱用防止教室等を実施した。

取組の成果と課題

指標では、「予防啓発活動（薬物乱用防止教室・ネットトラブル対策講座）参加者数」は目標値に達しておらず、引き続き、地域や関係機関と連携しながら、青少年の健全な育成に向けて、様々な啓発活動を実施していくことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
【参考】地域住民による健全育成に関する啓発活動実施校数（中学校）（校）	23	27	33	34	35
【参考】青少年健全育成市民大会参加者数（人）	被表彰者のみ	R3年度より廃止	R3年度より廃止	R3年度より廃止	600
予防啓発活動（薬物乱用防止教室・ネットトラブル対策講座）参加者数（人）	7,447	5,929	7,119	7,188	10,500
【参考】無職化防止に向けた学校訪問、職場訪問、家庭訪問、来校指導等の実施回数（回）	1,221	1,140	1,120	1,131	1,200

基本的政策3 歴史文化の継承と市民文化の醸成

政策5 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

施策5-1 世界文化遺産姫路城の保存と活用

事業

姫路城跡整備基本構想の推進、姫路城跡石垣の保存整備、石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承、城郭に関する専門的な調査研究と情報発信

主な取組

- ・姫路城跡整備基本構想の推進については、「特別史跡姫路城整備基本計画」「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」「姫路城跡中曲輪施設整備方針」を統合し「姫路城保存活用計画」を関係課と作成している。また、文化財保護法に基づく現状変更等の許可申請に対して、保存管理計画に基づく指導助言を行い、取組を進めた。
- ・姫路城跡石垣の保存整備については、特別史跡姫路城跡石垣保存整備事業を実施するとともに、姫路城石垣修理計画に基づき、順次該当箇所のレーザー計測、石垣保存修理工事等を実施している。また、姫路城石垣整備研究会を開催し、学識経験者の助言を受けた。
- ・石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承については、「文化財石垣保存技術協議会」事務局として、後継者育成研修や技能者養成研修等を実施した。また、漆喰塗り体験会を開催し、姫路城で使われている漆喰技術の紹介等を行った。
- ・城郭に関する専門的な調査研究と情報発信については、城郭市民セミナーや史料講座を開催するとともに、城郭研究室年報を刊行した。

取組の成果と課題

指標では、「匠の技事業の参加者数」では、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業中止から令和4年度の再開後、目標値には達していないが、参加者が徐々に増えている。「城郭研究室における市民セミナーに参加し、姫路の歴史や文化に対して興味・関心が高まったと答える参加者の割合」は、年度によるばらつきはみられるが、概ね目標値通りである。

引き続き、姫路城の保存に向けて、石垣の保存整備や匠の技の継承に取り組むとともに、その活用についても、観光部門等の関連機関とも連携しながら、市民のふるさと意識の醸成や国内外に魅力を発信していくことが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
匠の技事業の参加者数（人）	-	-	250	277	370
城郭研究室における市民セミナーに参加し、姫路の歴史や文化に対して興味・関心が高まったと答える参加者の割合（％）	87.5	96.0	70.0	86.0	90.0

施策5-2 多彩な文化財の保存と活用

事業

文化財の調査と保存・活用、埋蔵文化財の発掘調査、埋蔵文化財センターの充実、文化財に関する情報発信、文化財散策ルートの整備と活用、歴史的・自然的地域資源の保存と活用

主な取組

- ・文化財の調査と保存・活用については、市が所有管理する文化財の保存修理や整備活用を検討、実施した。また、個人が保有する文化財の保存修理や郷土文化財の保存団体が行う保存管理等の活動を支援するための助成を行った。
- ・埋蔵文化財の発掘調査については、各種開発工事に先立ち、埋蔵文化財の有無や保存状態を把握するため、試掘・確認調査を実施した。
- ・埋蔵文化財センターの充実については、市民等に対し、広く埋蔵文化財や遺跡への関心を育てるため、企画展や史跡見学会を実施するとともに、小中学校への出前授業や教材の貸出を行うなど、埋蔵文化財の活用を図った。
- ・文化財に関する情報発信については、市内の様々な文化財を市内外に広く発信するため、文化財見学シリーズの発行や姫路城公式ガイドブックの英語版の作成等を行った。
- ・文化財散策ルートの整備と活用については、文化財説明板の設置や散策ルートマップの作成を行った。
- ・歴史的・自然的地域資源の保存と活用については、文化財ボランティアガイドやジュニアボランティアガイドを育成するための支援を行った。また、地域に伝わる指定文化財以外の歴史文化財について、自治会等が文化財サインを設置する場合に助成を行った。

取組の成果と課題

「文化財施設（三木家・古井家・佐野邸）の入観者数」は新型コロナウイルス感染症の収束後、目標値には及ばなかったものの、年度ごとに徐々に増加している。また、「埋蔵文化財センター総利用者数」についても、事業の再開後、目標値には達していないが、徐々に回復傾向にある。

今後も、文化財の調査と保存を継続するとともに、その活用について、来館者が増加するような展示等の企画に努めるとともに、関係機関との連携を一層強化することが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
【参考】郷土文化財保存活動団体への助成数（件）	25	25	28	33	38
【参考】国の登録文化財件数〔累計〕（件）	61	73	81	82	70
文化財施設（三木家・古井家・佐野邸）の入観者数（人）	3,093	4,198	4,281	5,205	6,900
【参考】埋蔵文化財分布調査・試掘確認調査実施件数（件）	8	3	6	3	10
埋蔵文化財センター総利用者数（人）	6,110	7,421	8,404	10,402	17,000
【参考】文化財見学シリーズ発行数〔累計〕（シリーズ）	86	88	90	92	94
【参考】文化財散策ルートマップの発行数	44	45	46	47	48
【参考】文化財サイン助成数〔累計〕（件）	103	104	105	107	116

施策５－３ 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

事業

市史の編集と発刊、古文書類の保存と活用

主な取組

- ・市史の編集と発刊については、令和２年度に姫路市史 13 巻下史料編、令和４年度に第 16 巻を発刊し、昭和 56 年から始まった市史の編さんは、計画通り、全 16 巻 23 冊で完結した。
- ・古文書類の保存と活用では、市民等が利用できる「姫路城アーカイブ」サイトの充実に向けて取り組むとともに、市史の編さんにあたって、これまでに収集・整理した古文書等の歴史的文書を保存し活用を図るため、保存環境の整備やデータベース化・デジタル保存化を進めた。

取組の成果と課題

指標では、古文書、歴史的資料については、公開・閲覧件数は概ね増加している。
引き続き、古文書等の保存やデジタル化を進めるとともに、将来の市史編さんに必要な史資料の調査、収集を行うとともに、「姫路城アーカイブ」サイトの更なる活用を図るなど、所蔵資料の有効利用を図ることが求められる。

指標項目	2年度	3年度	4年度	5年度	目標値
【参考】市史発刊数〔累計〕（冊）	22	22	23	23	23
【参考】古文書、歴史的資料の公開・閲覧件数（件） ※城郭研究室、城内図書館（史料整理室）の合計	840	927	1,826	2,118	1,360

※文化伝承活動の振興、工芸技術の担い手の育成は、市長部局に移管した事業のため、掲載をしていない。移管前の事業の取組内容や実績は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において公表している。

2 こどもアンケート調査結果

こどもアンケートの内容

○調査内容 「これからの学校に望むこと、期待すること」

○回答方法 Google フォーム

○調査票

【児童生徒用】

【保護者用】

こどもアンケート

姫路市（ひめじし）では令和（れいわ）7年度（ねんど）2025年度（ねんど）から令和（れいわ）11年度（ねんど）2029年度（ねんど）、5年間（ねんかん）の教育（きょういく）をどのように進（すす）めていくかについての計画（けいかく）を考（かんが）えています。これからの学校（がっこう）や教育（きょういく）をよりよくするために、みなさんの意見（いけん）を聞（き）かせてください。このアンケートは小学（しょうがく）4年生（ねんせい）から高校生（こうこうせい）のみなさんにお願（ねが）いしています。あなたの答（こた）えた内容（ないよう）があなたの学校（がっこう）の先生（せんせい）に知（し）られることや、学校（がっこう）の成績等（せいせきなど）に關係（かんけい）することはありません。思（おも）ったままを答（こた）えてください。

1. これからの学校（がっこう）に望（のぞ）むこと、期待（きたい）することについて、①～⑮それぞれについて、あなたの考（かんが）えに合（あ）ったものを選（えら）んでください。

◎とてもそう思（おも）う
○そう思（おも）う
△そう思（おも）わない

保護者アンケート

このアンケートは、姫路市立の学校に通う子どもの保護者が、これからの学校にどのようなことを望み、期待しておられるかをお伺いし、第3期教育振興基本計画の策定に役立てるために行うものです。アンケートは無記名で行い、回答は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。また、調査の目的以外には一切使用いたしませんので、ご回答頂いた方に対して、ご迷惑をおかけすることはございません。何かとご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. これからの学校に望むこと、期待することについて、①～⑮それぞれについて、あなたの考えに合ったものを選んでください。

◎とてもそう思う
○そう思う
△そう思わない

※設問中の「自分」とは、お子様自身のことです。

観点	アンケートには表示していない	アンケートの表示内容
①	確かな学力	自分の力に合わせた授業や「できた」「わかった」をたくさん感じられる授業がおこなわれていること
②	豊かな心	学校で学び、なかまとふれあうことで自分に自信を持ったり、他の人（命）を大切にしたりする活動があること
③	健やかな体	学校で、楽しく運動ができたり、食べることや寝ることについて学んだりする活動があること
④	主体的な学び	学校では、自分のアイデアや興味にあわせて学習を進めることができること
⑤	対話的な学び	学校では、みんなと一緒に考えることで、新しい発見のある授業がおこなわれていること
⑥	体験活動の充実	自然体験や職業体験、人や地域とかかわる活動がたくさんあること
⑦	芸術活動の充実	音楽や図工・美術などの芸術的な活動を体験できる機会がたくさんあること
⑧	地域文化の継承	自分の住んでいる地域の文化や歴史、姫路城のことなどをもっと学ぶことができること
⑨	I C Tの利活用	自分が使いたいときにクロームブック等を使って学びたいことをもっと学べるようになること
⑩	特別支援教育	体が不自由だったり、けがをしたり病気になったりするなどしても、自分にあったペースや方法で勉強を進めることができること
⑪	不登校支援	学校に行けなくなっても、自分にあった方法で安心して学べる場所があること
⑫	いじめ対策	いじめや友達とのトラブルの相談にのってくれたり、自分の悩みを聞いてくれたりする先生がいたり、解決に向けて、先生と一緒に考えてくれること
⑬	安全・安心	学校が安全で、安心して学ぶことができる場所だと感じられること
⑭	教職員の働き方改革	みんなが先生とゆっくり話をしたり相談できたりする時間がもっと増えること
⑮	教育施設の整備	学校の建物や運動場が安全で、教室や体育館が明るく過ごしやすい場所であること

2. 1の番号（ばんごう）①～⑮の中（なか）で、あなたが特（とく）に望（のぞ）むこと、期待（きたい）することを選（えら）んでください。番号（ばんごう）は、最大（さいだい）3つまで選（えら）ぶことができます。

3. あなたが学校（がっこう）に行（い）きたくなるアイデアや意見（いけん）があれば教（おし）えてください。自由（じゆう）に書（か）いてください。

2. 1の番号①～⑮の中で、あなたが特に望むこと、期待することを選んで下さい。番号は、最大3つまで選ぶことができます。

3. お子様为学校に行きたくなるアイデアや意見があれば教えて下さい。自由に書いてください。

こどもアンケートの調査結果

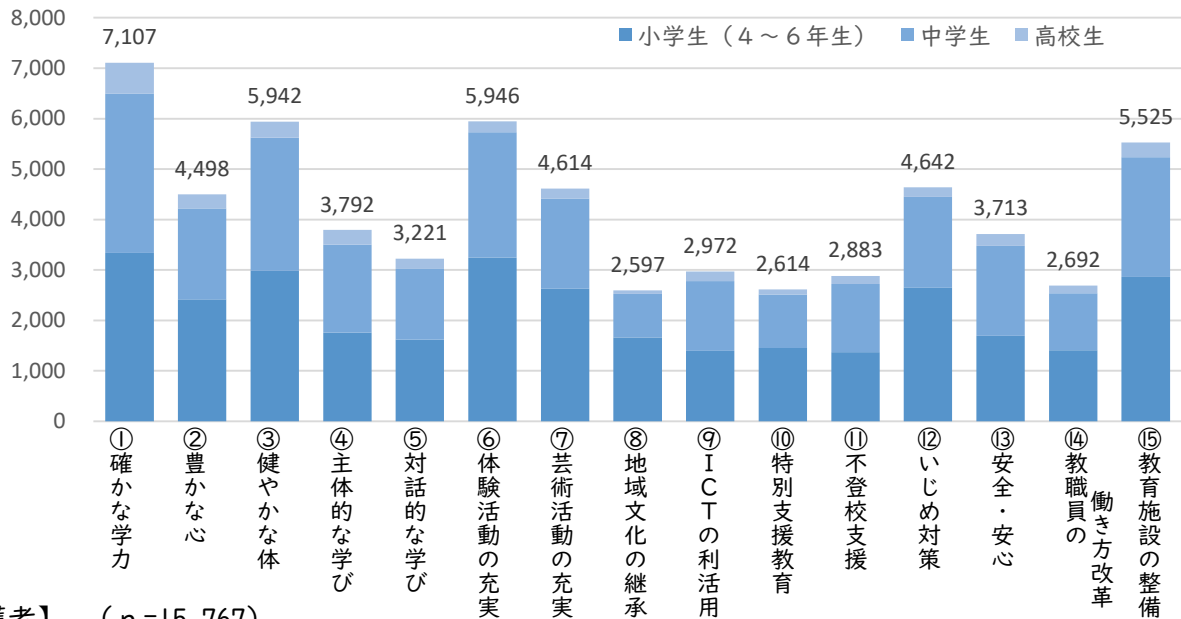
【設問Ⅰ】 これからの学校に望むこと、期待することを各観点について◎○△から選択

◎ とてもそう思う ○ そう思う △ そう思わない

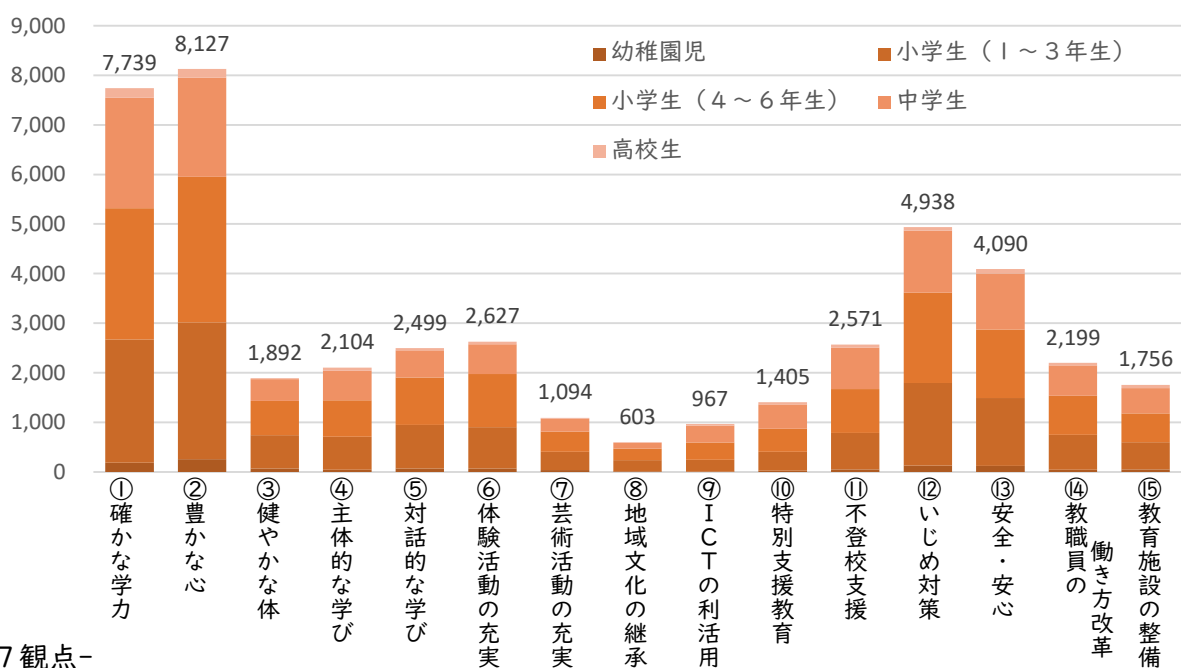
観点 アンケートの表示内容	観点ごとの選択割合			【保護者】 (n=15,767)		
	【児童生徒】 (n=23,029)					
①確かな学力 自分の力に合わせた授業や「できた」「わかった」をたくさん感じられる授業がおこなわれていること	48.9%	46.9%	4.2%	62.3%	32.8%	4.9%
②豊かな心 学校で学び、なかまとふれあうことで自分に自信を持ったり、他の人（命）を大切にしたりする活動があること	59.2%	38.1%	2.8%	69.5%	28.2%	2.2%
③健やかな体 学校で、楽しく運動ができたり、食べることや寝ることについて学んだりする活動があること	60.0%	35.7%	4.2%	59.8%	37.2%	3.0%
④主体的な学び 学校では、自分のアイデアや興味にあわせて学習を進めることができること	44.1%	47.5%	8.4%	49.4%	43.0%	7.5%
⑤対話的な学び 学校では、みんなと一緒に考えることで、新しい発見のある授業がおこなわれていること	58.2%	38.0%	3.8%	57.8%	39.0%	3.3%
⑥体験活動の充実 自然体験や職業体験、人や地域とのかかわる活動がたくさんあること	50.4%	41.6%	8.0%	55.9%	38.1%	6.0%
⑦芸術活動の充実 音楽や図工・美術などの芸術的な活動を体験できる機会がたくさんあること	55.0%	39.3%	5.7%	48.5%	45.4%	6.1%
⑧地域文化の継承 自分の住んでいる地域の文化や歴史、姫路城のことなどをもっと学ぶことができること	44.2%	46.8%	9.0%	38.3%	52.2%	9.5%
⑨ICTの利活用 自分が使いたいときにクラウドブック等を使って学びたいことをもっと学べるようになること	52.4%	40.2%	7.4%	41.7%	48.7%	9.7%
⑩特別支援教育 体が不自由だったり、けがをしたり病気になったりするなどしても、自分にあったペースや方法で勉強を進めることができること	49.7%	43.7%	6.6%	56.1%	36.8%	7.1%
⑪不登校支援 学校に行けなくなっても、自分にあった方法で安心して学べる場所があること	51.1%	40.0%	8.8%	56.6%	32.3%	11.1%
⑫いじめ対策 いじめや友達とのトラブルの相談にのってくれたり、自分の悩みを聞いてくれたりする先生がいたり、解決に向けて、先生と一緒に考えてくれること	58.0%	36.4%	5.6%	65.6%	29.4%	5.0%
⑬安全・安心 学校が安全で、安心して学ぶことのできる場所だと感じられること	61.2%	34.2%	4.6%	69.0%	27.7%	3.3%
⑭教職員の働き方改革 みんなが先生とゆっくり話をしたり相談できたりする時間が増えること	44.6%	48.2%	7.2%	54.0%	40.8%	5.2%
⑮教育施設の整備 学校の建物や運動場が安全で、教室や体育館が明るく過ごしやすい場所であること	65.6%	30.7%	3.7%	65.4%	31.4%	3.2%

【設問2】15観点の中で、特に望むこと、期待することを最大3つまで選択

【児童生徒】（n=23,029）



【保護者】（n=15,767）



-上位7観点-

【児童生徒】

小学生（4～6年生）	1 ① 確かな学力	2 ⑥ 体験活動の充実	3 ③ 健やかな体	4 ⑮ 教育施設の整備	5 ⑫ いじめ対策	6 ⑦ 芸術活動の充実	7 ② 豊かな心
中学生	1 ① 確かな学力	2 ③ 健やかな体	3 ⑥ 体験活動の充実	4 ⑮ 教育施設の整備	5 ⑫ いじめ対策	6 ② 豊かな心	7 ⑦ 芸術活動の充実
高校生	1 ① 確かな学力	2 ③ 健やかな体	3 ④ 主体的な学び	4 ⑮ 教育施設の整備	5 ② 豊かな心	6 ⑬ 安全安心	7 ⑥ 体験活動の充実

【保護者】

幼稚園児	1 ② 豊かな心	2 ① 確かな学力	3 ⑫ いじめ対策	4 ⑬ 安全安心	5 ⑤ 対話的な学び	6 ③ 健やかな体	7 ⑥ 体験活動の充実
小学生（1～3年生）	1 ② 豊かな心	2 ① 確かな学力	3 ⑫ いじめ対策	4 ⑬ 安全安心	5 ⑤ 対話的な学び	6 ⑥ 体験活動の充実	7 ⑪ 不登校支援
小学生（4～6年生）	1 ② 豊かな心	2 ① 確かな学力	3 ⑫ いじめ対策	4 ⑬ 安全安心	5 ⑥ 体験活動の充実	6 ⑤ 対話的な学び	7 ⑪ 不登校支援
中学生	1 ① 確かな学力	2 ② 豊かな心	3 ⑫ いじめ対策	4 ⑬ 安全安心	5 ⑪ 不登校支援	6 ⑭ 教職員の働き方改革	7 ⑥ 体験活動の充実
高校生	1 ① 確かな学力	2 ② 豊かな心	3 ⑬ 安全安心	4 ⑫ いじめ対策	5 ⑪ 不登校支援	6 ⑮ 教育施設の整備	7 ④ 主体的な学び

【設問3】あなたが学校に行きたくなるアイデアや意見等（自由記述）

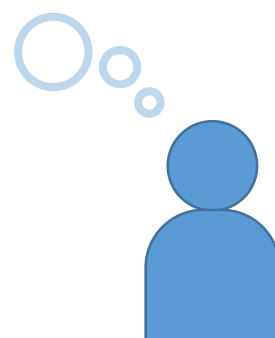
校種ごとに、自由記述を意見の多い順にカテゴリー分けした。
カテゴリー欄は、上から順に意見の多かったものを並べている。

【児童生徒】

校種	カテゴリー	要旨
小学校 (n=6,149)	友達関係	・友達と楽しく遊べる時間を増やす ・友達と仲良く過ごせる雰囲気づくり
	授業内容・宿題	・わかりやすく面白い授業にする ・宿題や時間割を自分で選択できる
	先生の対応	・優しく、気軽に相談しやすい先生 ・児童一人ひとりに寄り添ってくれる先生
	行事・課外活動	・校外学習や自然体験の機会を増やす ・楽しいイベントや行事を企画する
	学校環境	・いじめのない安心できる雰囲気づくり ・設備の改善(体育館・特別教室のエアコン設置、校庭の遊具の増設、図書室の充実)
中学校 (n=4,291)	友達作りと交流の促進	・他学年や他クラスとの交流機会を増やす ・クラス替えの際に、友達関係を考慮する
	楽しく分かりやすい授業の実施	・授業にゲームやクイズ形式を取り入れる ・実験、体験型の授業や、デジタル機器を活用した授業を行う
	校則・設備の見直しと改善	・校則を見直し、私服・体操服登校や髪型を自由にする ・全ての教室に空調設備を完備する
	相談しやすい環境の整備	・いじめ問題等、生徒に寄り添った対応をしてほしい ・自由な発言ができる雰囲気づくりに努める
	行事・活動の充実	・文化祭や体育大会など、楽しめる行事を増やす ・部活動の種類を増やす
高等学校 (n=398)	環境整備・設備改善	・エアコンを全教室に完備し、適切な温度管理をする ・トイレの清潔さ等、きれいな環境を整備する
	行事・課外活動の充実	・学年を超えた交流の場を設けたり、他校との合同イベントを増やしたりする ・楽しめる新しい行事を企画する
	自由度の向上	・制服だけではなく、私服、体操服登校を選択できるようにする ・校則を見直し、髪型、メイク、スマホの制限をゆるめる
	授業方法の改善	・将来の進路に役立つ実践的な授業を取り入れる ・生徒の興味関心にあわせて、選択制の授業をする
	生徒支援・サポート体制	・気軽に先生と話ができるようにする ・先生と気兼ねなく相談できる機会や時間を設ける

こんな意見もありました・・・

- ・体育の時間を増やしてほしい
- ・睡眠タイムを設けてほしい
- ・どんな障害を持っている子どもでも気軽に登校できる明るい学校であってほしい
- ・障害の有無に関わらず平等に過ごせる配慮
- ・オンライン授業で不登校の子も参加できるといい
- ・別室登校や遠隔授業の導入
- ・デジタル教科書の導入で荷物（かばんが重たい）を軽減
- ・ペアワーク、グループワークを増やす
- ・ICTの積極的活用でペーパーレス化（必要のないプリント配布をやめる）を進める



【保護者】

校種	カテゴリー	要旨
幼稚園 (n=90)	人間関係	・一人ひとりの良いところを認め、褒める ・障害のある子への適切な支援体制等、子ども・保護者に寄り添い、相談に乗れる環境
	遊び・活動	・音楽、運動、自然体験、お店屋さんごっこ等の楽しい活動を増やす ・自然体験・生き物の飼育ができること
	教職員体制	・教職員数を増やして子どもへの目が行き届くようにする ・複数担任制の導入や外部講師の活用
	施設・設備	・トイレ等の施設の改善 ・温かい給食の提供
	教育内容	・地域で活動したり、近隣を散歩したりすることで地域にふれる機会を増やす ・小学校との連携を深め、スムーズな就学へつなげる
小学校 (n=2,460)	授業内容・方法	・理科実験、校外学習等、体験を通して学べる機会や、授業にワークショップ形式・ディスカッションを取り入れる ・理解度に合わせてクラス分け・コース分けをしたり、得意分野を伸ばす選択制の授業を設けたりする
	学校環境	・空調が行き届いた校舎や教室、清潔で綺麗なトイレなど、過ごしやすい環境を整備する ・服装や持ち物等のルールを改善したり給食の充実を図ったりする
	先生	・共感的な態度で優しく話を聞き、子ども一人ひとりの個性を理解してくれる先生 ・先生の人数を増やし、子ども一人ひとりに寄り添える環境をつくる
	人間関係	・いじめのない雰囲気、お互いを認め合える人間関係 ・異学年や地域の人々とも交流する機会を増やす
	行事・特別な時間	・運動会等の行事を工夫したり、子どもが主体的に企画したりするイベントを増やす ・授業ではなく自由に過ごせる時間や好きなことに没頭する時間を設ける
中学校 (n=892)	授業・学習の改善	・生徒一人ひとりの学力に合わせたレベルでクラス分けをして授業を行う ・教科書の内容に加え、実験・実習、フィールドワーク、ディベートなど体験型の学習活動を増やす
	生徒への支援体制	・登校が難しい生徒のために、別室で個別に授業を受けられるようにする ・病気や不登校でも、オンラインで実際の授業に参加でき、遅れを取り戻せる環境をつくる
	快適な学習環境の整備	・特別教室(理科室、美術室など)にエアコンを設置する ・生徒が登下校する際の負担を軽減するため、デジタル教科書やタブレット端末を活用する
	生徒の主体性・自由度の尊重	・生徒自身が企画から運営までを主体的に行うイベントを定期的実施する ・過度に細かいルールはなくし、髪型の自由化や体操服登校を許可する
	教員の働き方改革	・教員数を増やし、生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる環境をつくる ・事務作業を減らし、教員が生徒に対応できる時間を増やす
高等学校 (n=70)	施設・設備の改善	・エアコンを適切に運用し、授業に集中できる環境をつくる ・部活動の練習場所や休憩スペースにも、エアコンを設置する
	生活環境の改善	・季節に応じた自由な服装を許可する ・長時間の部活動は見直し、生徒のオフの時間を確保する
	授業・学習環境の改善	・オンライン・リモート授業を選択肢として用意し、柔軟に対応する ・生徒一人ひとりの理解度に合わせた分かりやすい授業を心がける
	行事・体験の機会増加	・楽しく意欲の湧く学校行事を定期的に企画する ・校外での体験活動の機会を増やし、多様な経験を提供する
	人間関係づくり	・いじめ防止に向けた具体的な取り組みを推進する ・教師と生徒が互いに信頼し合える関係性を築く

こんな意見もありました・・・

- ・自由に選択できる活動や探究的な学習
- ・ユニバーサルデザインを意識した施設整備
- ・プログラミングなど新しい分野の学習機会
- ・いじめ加害者への毅然とした対応
- ・通学路の安全確保と熱中症対策



- ・ストレス発散の機会を設ける
- ・生徒に寄り添った学習面・生活面の指導
- ・生徒の意見を尊重してほしい
- ・地域の専門家との交流
- ・分からない部分を聞ける時間を確保してほしい

3 策定関連資料

Ⅰ 姫路市教育振興基本計画審議会設置

令和6年5月30日～令和6年10月28日

2 委員名簿（敬称略、会長、副会長以外は五十音順、職名等は開催当時）

役 職	氏 名	職 名 等
会長	加治佐 哲也	兵庫教育大学 学長
副会長	尾崎 公子	兵庫県立大学 教授
委員	稲葉 一子	姫路市立系引小学校 校長
委員	上田 美幸	姫路市立鹿谷中学校 校長
委員	加藤 聡	姫路市総合教育監
委員	楠田 真	公募委員
委員	合田 勝彦	姫路商工会議所 専務理事
委員	柴山 栄一	公募委員
委員	竹内 有希	姫路市連合PTA協議会 理事
委員	樽本 直記	NPO法人スポーツクラブエストラ理事長 エストラ津田サッカークラブ代表
委員	東郷 達夫	姫路市立飾磨高等学校 校長
委員	平山 秀子	姫路市立八幡幼稚園 園長
委員	水谷 健治	姫路市立書写養護学校 校長
委員	宮下 裕光	姫路市連合自治会 副会長
委員	山根 昌晃	連合兵庫西部地域協議会 副議長

3 策定経過

日 程	項 目
令和6年5月30日	第1回審議会（策定方針、姫路の教育の成果と課題、こどもアンケート）
7月4日	第2回審議会（基本理念及び目指す人間像、計画体系図）
8月19日	第3回審議会（こどもアンケート結果、5年間の具体的取組）
10月8日	第4回審議会（計画素案）
10月28日	答申

4 姫路市教育振興基本計画審議会規則

姫路市教育委員会規則第2号

平成26年3月26日

○姫路市教育振興基本計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市附属機関設置条例(平成26年姫路市条例第3号)第4条の規定に基づき、姫路市教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

第3期 姫路市教育振興基本計画
令和7年3月

発行：姫路市教育委員会

担当：姫路市教育委員会事務局教育企画室

住所：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 北別館5階

TEL：079-221-1557

E-mail：kyo-kikaku@city.himeji.lg.jp

URL：<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000028838.html>